

## 第353回高知県議会（5月）臨時会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
5月22日	金	本会議	開会 新任委員長並びに職員の紹介 会期の決定（6日間） 緊急事件の認定 特別委員会調査事件についての中間報告 議案の上程9件（予算2、条例2、報告5） 提出者の説明 濱田知事
23日	土	休 会	
24日	日	休 会	
25日	月	休 会	
26日	火	本会議	質疑 依光議員 坂本議員 岡田議員 西森議員 大石議員 委員会付託
			委員会審査
27日	水	本会議	委員会審査 委員長報告 採決 緊急事件の認定（議発第1号） 議案の上程 採決 緊急事件の認定（議発第2号） 議案の上程 採決 閉会

## 第353回高知県議会臨時会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

### 第1日（5月22日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	4
新任委員長並びに職員の紹介	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
緊急事件の認定、特別委員会調査事件についての中間報告	5
桑名新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長	6
議案の上程、提出者の説明	9
濱田知事	9

### 第2日（5月26日）

出席議員	13
欠席議員	13
説明のため出席した者	13
事務局職員出席者	13
議事日程	13
質疑	
依光議員	14
1 感染拡大防止対策（PCR検査体制や医療体制と今後の対策、休業等要請協力金の申請事業者数、休業等要請の成果、保健衛生用品などの情報集約や物資調達）について	14
2 経済対策（経済回復に向けた道筋、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資制度への期待、旅館・ホテル業・バス事業への支援、アフター	

コロナ時代に向けた中小企業や地域の事業者などへの支援) について……………	16
3 教育 (G I G Aスクール構想を含む教育手法の工夫、今後の取り組み) につ いて……………	17
4 避難所の対策 (新型コロナウイルス感染症への対応) について……………	17
5 生活困窮者への支援 (生活福祉資金の貸し付け状況と支援策への取り組み) について……………	17
濱田知事……………	18
沖本商工労働部長……………	20
鎌倉健康政策部長……………	20
堀田危機管理部長……………	21
平田教育長職務代理人……………	21
福留地域福祉部長……………	22
依光議員……………	23
坂本議員……………	23
1 P C R検査と医療体制の強化 (P C R装置の追加による受検のしやすさ、感 染拡大リスクの高い職場の職員への受検環境整備、一般医療機関の院内感染 防止策、抗原検査や抗体検査の導入、軽症者等宿泊療養施設の事前訓練、衛 生環境研究所職員の特殊勤務手当) について……………	23
2 大学における学生の学びの継続支援 (県内大学における措置、奨学金給付ま での授業料納付猶予、途中退学者の復学、学生支援緊急給付金を活用した支 援) について……………	24
3 学校休業に伴う学びの保障 (学校に適応するための支援策、厳しい環境にい る子供を中心とした保障実現、教職員へのサポート、部活動等の成果発表の 場) について……………	25
4 経済影響対策 (文化芸術団体等への支援、休業等要請協力金の対象事業者、 休業要請対象の拡大、自粛等要請の仕方とわかりやすさ) について……………	25
5 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の要請について……………	26
濱田知事……………	27
鎌倉健康政策部長……………	29
君塚総務部長……………	29
岡村文化生活スポーツ部長……………	30
平田教育長職務代理人……………	30
沖本商工労働部長……………	32
堀田危機管理部長……………	33
坂本議員……………	33
濱田知事……………	33
岡田議員……………	34

1	知事の政治判断（新型コロナウイルス感染症の現状と備え）について……………	34
2	検査と医療の強化（検査体制、外来診療の体制と入院先の確保、医療機関への独自の支援策、医療従事者等のPCR・抗体検査、介護施設等の感染症対策への支援）について……………	35
3	県民の暮らしと営業への支援策（休業等要請協力金の不支給の状況、新しい生活様式を実践する事業者への支援）について……………	35
4	持続化給付金（申請サポート会場の増設、申請手続の柔軟な対応、給付金創設による支援対象者の拡大）について……………	36
5	県内学生への支援について……………	36
6	県立学校の再開（新型コロナウイルス感染症への対策）について……………	37
7	出口戦略（イベント開催の基準、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額）について……………	37
	濱田知事……………	37
	鎌倉健康政策部長……………	39
	福留地域福祉部長……………	40
	沖本商工労働部長……………	40
	平田教育長職務代理人……………	41
	岡村文化生活スポーツ部長……………	41
	岡田議員……………	42
	西森議員……………	42
1	政治姿勢（観光リカバリー戦略と観光需要の早期回復への決意、宿泊券の事前購入による支援、知事の給与返還）について……………	42
2	医療（パルスオキシメーターの配置、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与実態と症例の分析）について……………	43
3	教育への影響（学校関係者感染時の休校等判断基準、GIGAスクール構想の早期整備に向けた課題と通信費負担及び市町村の状況、学力確保に向けた夏休みの対応、クラブ活動発表の機会）について……………	44
4	乳幼児の定期予防接種への影響について……………	45
5	新型ウイルス等感染症対策条例について……………	45
	濱田知事……………	45
	鎌倉健康政策部長……………	47
	平田教育長職務代理人……………	48
	西森議員……………	50
	大石議員……………	51
1	観光政策（Go To Travelキャンペーンの始動時期の見通し、事業継続のための支援策、経営破綻時の対応、交通費用助成事業対象を県内観光客にも広げる検討、観光リカバリーキャンペーン協力金対象事業者の追加、観光振興を	

行う体制づくり、宿泊事業者の位置づけ) について……………	51
2 オンライン教育の推進 (アプリケーションの統一と効果・課題、市町村の情報セキュリティポリシーへの対応、ドメインの統一化) について……………	53
3 新型コロナウイルス感染症対策の財源について……………	53
4 市町村との関係 (情報共有の重要性、連携強化に向けた具体的な手法) について……………	53
濱田知事……………	53
吉村観光振興部長……………	56
平田教育長職務代理人……………	57
大石議員……………	57
濱田知事……………	58
吉村観光振興部長……………	59
平田教育長職務代理人……………	59
大石議員……………	59
議案の付託……………	59

---

### 第3日 (5月27日)

出席議員……………	61
欠席議員……………	61
説明のため出席した者……………	61
事務局職員出席者……………	61
議事日程……………	62
諸般の報告……………	62
委員長報告	
浜田危機管理文化厚生委員長……………	62
黒岩商工農林水産委員長……………	64
田中産業振興土木委員長……………	66
横山総務委員長……………	67
採決……………	69
緊急事件の認定、議案の上程、採決 (議発第1号 条例議案) ……	69
緊急事件の認定、議案の上程、採決 (議発第2号 意見書議案) ……	70
閉会の挨拶	
三石議長……………	70
濱田知事……………	71

---

## 巻末掲載文書

議案の提出について	73
議案付託表	74
条例議案の提出について	
議発第1号 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員 の報酬の特例に関する条例	78
意見書議案の提出について	
議発第2号 新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金の飛躍的増額を求める意見 書	80
委員会審査結果一覧表	82
議決一覧表	83

---

## 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の中間報告について

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会活動報告書（令和2年4月6日～5月20日）

## 招 集 告 示

### 高知県告示第384号

高知県議会臨時会を、令和2年5月22日に高知県議会議事堂に招集する。

付議事件は、次のとおりである。

令和2年5月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 2 令和2年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 3 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 4 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 5 令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 6 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 7 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 8 令和2年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
- 9 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

## 議 員 席 次

1番	上 治 堂 司 君	2番	土 森 正 一 君
3番	上 田 貢太郎 君	4番	今 城 誠 司 君
5番	金 岡 佳 時 君	6番	下 村 勝 幸 君
7番	田 中 徹 君	8番	土 居 央 君
9番	野 町 雅 樹 君	10番	浜 田 豪 太 君
11番	横 山 文 人 君	12番	西 内 隆 純 君
13番	加 藤 漠 君	14番	西 内 健 君
15番	弘 田 兼 一 君	16番	明 神 健 夫 君
17番	依 光 晃一郎 君	18番	梶 原 大 介 君
19番	桑 名 龍 吾 君	20番	森 田 英 二 君
21番	三 石 文 隆 君	22番	山 崎 正 恭 君
23番	西 森 雅 和 君	24番	黒 岩 正 好 君
25番	大 石 宗 君	26番	武 石 利 彦 君
27番	田 所 裕 介 君	28番	石 井 孝 君
29番	大 野 辰 哉 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	上 田 周 五 君	32番	坂 本 茂 雄 君
33番	岡 田 芳 秀 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君		

# 第353回高知県議会臨時会会議録

令和2年5月22日（金曜日） 開議第1日

## 出席議員

1番 上 治 堂 司 君  
 2番 土 森 正 一 君  
 3番 上 田 貢太郎 君  
 4番 今 城 誠 司 君  
 5番 金 岡 佳 時 君  
 6番 下 村 勝 幸 君  
 7番 田 中 徹 君  
 8番 土 居 央 君  
 9番 野 町 雅 樹 君  
 10番 浜 田 豪 太 君  
 11番 横 山 文 人 君  
 12番 西 内 隆 純 君  
 13番 加 藤 漠 君  
 14番 西 内 健 君  
 15番 弘 田 兼 一 君  
 16番 明 神 健 夫 君  
 17番 依 光 晃一郎 君  
 18番 梶 原 大 介 君  
 19番 桑 名 龍 吾 君  
 20番 森 田 英 二 君  
 21番 三 石 文 隆 君  
 22番 山 崎 正 恭 君  
 23番 西 森 雅 和 君  
 24番 黒 岩 正 好 君  
 25番 大 石 宗 君  
 26番 武 石 利 彦 君  
 27番 田 所 裕 介 君  
 28番 石 井 孝 君  
 29番 大 野 辰 哉 君  
 30番 橋 本 敏 男 君  
 31番 上 田 周 五 君  
 32番 坂 本 茂 雄 君  
 33番 岡 田 芳 秀 君

34番 中 根 佐 知 君  
 35番 吉 良 富 彦 君  
 36番 米 田 稔 君  
 37番 塚 地 佐 智 君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君  
 副 知 事 岩 城 孝 章 君  
 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君  
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君  
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君  
 地域福祉部長 福 留 利 也 君  
 文化 生活 岡 村 昭 一 君  
 スポーツ部長 井 上 浩 之 君  
 産業 振興 推 進 部 長 尾 下 一 次 君  
 中山間振興・ 交 通 部 長 沖 本 健 二 君  
 商工労働部長 吉 村 大 君  
 観光振興部長 西 岡 幸 生 君  
 農業振興部長 川 村 竜 哉 君  
 林業振興・ 環 境 部 長 田 中 宏 治 君  
 水産振興部長 村 田 重 雄 君  
 土 木 部 長 井 上 達 男 君  
 会 計 管 理 者 橋 口 欣 二 君  
 公 営 企 業 局 長 平 田 健 一 君  
 教 育 長 秋 元 厚 志 君  
 職 務 代 理 者 原 哲 君  
 人 事 委 員 長 小 田 切 泰 禎 君  
 人 事 委 員 会 長  
 人 事 務 局 長  
 公 安 委 員 長



令和2年5月22日

警察本部長 熊坂 隆 君  
代表監査委員 植田 茂 君  
監査委員 中村 知佐 君  
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 局長 行宗 昭一 君  
事務局 次長 織田 勝博 君  
議事課 課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 川村 和敏 君  
議事課長補佐 馬殿 昌彦 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 久保 淳一 君

議事日程(第1号)

令和2年5月22日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期決定の件  
第3  
第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算  
第2号 令和2年度高知県県営林事業特別会計補正予算  
第3号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案  
第4号 高知県税条例の一部を改正する条例議案  
報第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告  
報第2号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告  
報第3号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告  
報第4号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告

報第5号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告



午前10時開会 開議

○議長(三石文隆君) ただいまから令和2年5月高知県議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

教育長伊藤博明君から、病気療養のため今臨時会を欠席し、教育委員平田健一君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。

次に、4月6日に組織された各委員会から、総務委員長に横山文人君、同副委員長に上治堂司君、危機管理文化厚生委員長に浜田豪太君、同副委員長に山崎正恭君、商工農林水産委員長に黒岩正好君、同副委員長に下村勝幸君、産業振興土木委員長に田中徹君、同副委員長に土森正一君、議会運営委員長に弘田兼一君、同副委員長に大石宗君、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長に桑名龍吾君、同副委員長に明神健夫君をそれぞれ互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。



新任委員長並びに職員の紹介

○議長(三石文隆君) この際、新たに就任された委員長並びに新たに任命された職員を御紹介

いたします。

公安委員長小田切泰禎君、文化生活スポーツ部長岡村昭一君、中山間振興・交通部長尾下一次君、商工労働部長沖本健二君、会計管理者井上達男君、公営企業局長橋口欣二君、監査委員事務局長中村知佐さん。

(新任委員長並びに職員演壇前に整列)

○議長(三石文隆君) それでは、順次自己紹介願います。

○公安委員長(小田切泰禎君) 公安委員長の小田切でございます。よろしくお願いいたします。

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 文化生活スポーツ部長の岡村昭一でございます。よろしくお願いいたします。

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) 中山間振興・交通部長の尾下一次です。どうぞよろしくお願いいたします。

○商工労働部長(沖本健二君) 商工労働部長の沖本健二でございます。よろしくお願いいたします。

○会計管理者(井上達男君) 会計管理者の井上達男でございます。よろしくお願いいたします。

○公営企業局長(橋口欣二君) 公営企業局長橋口でございます。よろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長(中村知佐君) 監査委員事務局長の中村知佐でございます。よろしくお願いいたします。



#### 会議録署名議員の指名

○議長(三石文隆君) これより日程に入ります。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期臨時会を通じて次の3君にお願いいたします。

- 13番 加藤 漠 君
- 25番 大石 宗 君

37番 塚地 佐智 さん



#### 会期の決定

○議長(三石文隆君) 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期を、本日から5月27日までの6日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日から5月27日までの6日間と決しました。



#### 緊急事件の認定、特別委員会調査事件についての中間報告

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会に付託中の調査事件について、委員長から中間報告を行いたい旨の申出書が提出されましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

中間報告の申出書、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会活動報告書(令和2年4月6日～5月20日)  
巻末に掲載

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会に付託中の調査事件についての中間報告を緊急事件と認め、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに

決しました。

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長の中間報告を求めます。

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長桑名龍吾君。

(新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長桑名龍吾君登壇)

○新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員長

(桑名龍吾君) 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会が付託を受けた新型コロナウイルス感染症対策の調査について、4月6日から5月20日の間の調査活動の報告をいたします。

まず、調査活動の経過についてであります。

委員会設置後、直ちに、高知県内における現状及び要望等について、民間団体などから精力的に聞き取り調査を行いました。その後、執行部から、県の取り組み状況について、また民間団体からの要望に対する方向性などについて、説明を受けました。

次に、これらの調査結果を踏まえて、令和2年4月24日に高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長である濱田知事に、令和2年度補正予算等における今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する要請を行いました。

今回、これまでの委員会の活動について、活動報告書としてお手元に配付してあります。

それでは、活動の概要について御報告いたします。

まず、当委員会は、新型コロナウイルス感染症による影響等について、医療・福祉関係機関や観光業を含む11の団体などから、4月8日及び10日に聞き取り調査を行いました。その主な内容は次のとおりであります。

高知県信用保証協会から、当初は飲食業と宿泊業からの相談が大半を占めていたが、最近は、小売業、卸売業、運送業など多岐にわたっている。自己資金でやりくりしている中小企業が多

いが、この状況が長引けば融資を希望する事業主がふえてくるとの説明がありました。

高知市商店街振興組合連合会から、助成金は使いやすい制度だが、現金が入るまでタイムラグがあり、小規模店舗は持ちこたえられない可能性がある。また、観光客や歓送迎会等の需要がなくなり、今後よさこい祭りなどが中止となれば、落ち込みは想像できないほど大きいとの説明がありました。

高知県旅館ホテル生活衛生同業組合から、新型コロナウイルスの感染拡大と、政府のたび重なる自粛の延長要請による宿泊客の激減や、歓送迎会などの宴会中止に伴う収入減により、かつてないダメージを受けている。自助努力での経営継続には限界があるため、休業、廃業、倒産が現実味を帯びてきているとの説明がありました。

高知県医師会から、感染の不安による受診控えなどのため患者数が減少している。感染予防や学校休校による休暇対応等により、医療スタッフの十分な体制がとれていない。スタッフの精神的な疲労も蓄積しているとの説明がありました。

高知県バス協会から、路線バスの赤字を高速バス、貸し切りバスの売り上げで補填していたが、売り上げ激減により赤字が累積し、地域の足を守ることが困難となるおそれがある。運送収入も減少の一途をたどり、運転資金の確保が非常に厳しく、先が見通せない状況で、廃業のおそれもあるとの説明がありました。

高知県農業協同組合中央会から、観光客の減少やイベントの中止等により需要が落ち込み、農畜産物の価格の下落が起きている。品目によっては、出荷調整を実施しているが、今後は生産調整の実施も想定している。生産者は、需給バランスの崩れによる所得減少を危惧しているとの説明がありました。

高知県宅地建物取引業協会から、収入減による賃料の支払いが困難となっているテナントや、民間賃貸住宅に居住している方への影響等について説明を受けました。

高知県社会福祉協議会から、休業等により生活資金に窮することになった方からの生活福祉資金特例貸し付けの申し込みが急増しており、他部署からの増員を含め速やかに対応できるよう努めているとの説明がありました。

高知県社会福祉法人経営者協会から、今のところ高知県下の社会福祉法人の経営が困難との報告はないが、将来的に経営に影響が出てくると、営業自粛という形をとらざるを得ない状況も出てくるのではと心配している。各施設では、感染症対策に万全を期し、利用者を罹患させてはならないという気持ちで業務を行っているが、施設の広さにも限りがあり、3密を避ける工夫も限界があるとの説明がありました。

飲食業関係者から、どの事業者も非常に厳しい状況で、4月に入って特に厳しさが増している。自粛要請以降は客足が途絶え、自主的に休業している店も多数あるが、この状況が長引けば閉めることになる店も多数出てくることが懸念される。補助金などの制度がわかりにくい上に、周知が十分でないため利用しづらいほか、無利子とはいえ融資は借金になるため、利用についてはちゅうちょしているなどの声も聞いているとの説明がありました。

高知県社会保険労務士会から、飲食店や、宿泊業を含む観光関係からの雇用調整助成金の問い合わせが非常にふえているとの説明がありました。

次に、県執行部から、4月16日と17日に、新型コロナウイルス感染症対策に関する現状、課題及び現在の取り組み状況や、11団体などから出された要望に対する県としての方向性等について説明を受けました。

こうした調査結果を踏まえ、4月24日に、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長である濱田知事に対して、令和2年度補正予算の編成に当たっては、国からの交付金の有効活用のほか、県の財政調整的基金の取り崩しや予算の組み替えの検討など財源の確保に努め、さらに市町村との連携を密にして、迅速かつ的確に対応し、不安を抱える県民を一人も取り残すことなく政策を実行するよう、要請書を提出しました。要請書の主な内容は、次のとおりであります。

最初に、感染拡大の防止における、マスク、消毒液等の供給不足改善についてであります。

感染拡大を防ぐためには、医療機関や社会福祉施設、教育機関、公共交通機関等での感染防止対策が重要であるが、経済活動や社会基盤を維持するためのありとあらゆる場において、マスクや消毒液等の不足が続いている。事態の長期化も見据え、さらなる感染拡大の防止に向け、引き続きマスクや消毒液等の迅速かつ安定的な確保と供給に努めること。

次に、検査体制の強化と感染の早期発見であります。

感染の早期発見のためには、必要な場面でPCR検査が確実に実施されることが重要であり、検体採取とPCR検査の両者をしつかりと行える体制を整える必要がある。これまでも、県衛生環境研究所のPCR検査体制は強化されてきたが、現在も感染拡大が続いていることから、検査体制を一層強化するとともに、必要な方に柔軟な対応を図ること。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制の強化であります。

今後、感染が拡大したとしても医療崩壊を起こすことなく、患者の病状に応じた適切な医療が行われ、医療従事者が安心して治療に専念できるような処遇を充実させるとともに、医療資器



材の確保や病床確保など医療体制の強化を図ること。

次に、医療機関への支援であります。

院内感染を防止するための設備資金や、医療従事者の感染による休診や病棟の閉鎖など事業の停止による経営の悪化を危惧することなく、医療活動に専念できるよう対応するとともに、国に対して財政支援を求めること。

次に、県民への啓発の強化であります。

県内では日々感染者が確認されるなど、県民は自身や家族への感染の不安にさらされている。さらに、感染による差別や風評被害の発生も危惧される。県民の命を守るため、また感染者やその家族、治療に当たる医療従事者等、関係者へのいわれなき偏見や差別を防止するため、感染についての正しい理解が進むよう、さらなる対策を講ずること。

次に、家庭への支援における世帯収入減少への対応であります。

休業などによって世帯収入が減少し、生活福祉資金の特例貸し付けの申し込みが急増しており、感染拡大が長期化すると償還困難者の増加も懸念されることから、生活福祉資金償還免除の要件緩和や拡充を図ること。また、学生においては、アルバイト収入や仕送り額等の減少といったことも懸念され、経済的理由により学業を断念することのないよう、対策を検討すること。

次に、臨時休業中の児童生徒への対応であります。

臨時休業中の児童生徒に対する支援として、授業の動画配信、スクールカウンセラーによる電話相談などさまざまな取り組みが行われているが、今後休業の長期化や地域の状況に応じた対応が求められることから、パソコン、タブレット等を活用したオンライン学習におけるネット環境や端末の整備など、引き続き支援に取り組

むこと。

次に、外出自粛に伴う家庭での健康や心のケアであります。

感染拡大に伴い、長期に及ぶ外出自粛が続いていることから、高齢者など家庭での生活習慣が大きく変化している。運動が不足する県民や感染症に対する不安を持つ県民に対して、適度な運動を勧めることにより健康を守るとともに、心のケアを充実するなどの支援に取り組むこと。

次に、事業者への支援における事業資金不足への対応であります。

感染拡大防止のために行ってきたたび重なる自粛の要請などにより、本県においても観光関連事業者や交通事業者等を中心に大きな影響が出ている。現在、一定の対応策が講じられているものの、事業者の中には廃業を余儀なくされる者も出てきていることから、事業の継続と雇用の確保を図るためのさらなる金融支援制度等を設けること。特に、経営上深刻な影響を受けている業種については、喫緊の対応策を講ずること。

次に、生産者への支援、県産品の販路の確保等であります。

飲食店の休業やイベント開催の自粛などにより、農畜水産物などを中心に取引が減少し、価格も低下しており、生産活動を継続するための資金供給と、ネット通販など新たな販路の確保、需要の喚起、地産地消の取り組みを一層強化すること。

次に、事業の継続に向けた対応であります。

感染拡大による外出、移動の自粛などにより、飲食業界においても消費が大きく落ち込み、厳しい状況の中、休業を余儀なくされたり、業態を変更するなどにより事業継続の努力をしている。また、福祉施設等においては、感染症対策により、職員の負担が一層増加しているほか、職員への感染が発生した場合などは、関係者の

心理的負担への配慮も必要となる。県は市町村と連携し、この状況をしのぎ、事業の回復への基盤を築くため、離職防止に向けた人材確保など、各種事業者・団体の支援に取り組むこと。

次に、感染拡大防止時期における災害発生時の対応であります。

集中豪雨や南海トラフ地震など、いつ発生するかわからない自然災害に備えて、感染拡大リスクの回避のための避難行動、避難所確保、避難生活のあり方について早急に検討すること。

最後に、事態収束を見据えた経済対策であります。

感染拡大の収束状況を十分意識しながら、宿泊業、飲食業、運輸業を初めとする特に打撃の大きい産業分野に係る需要を回復するための施策を、局面に応じスピード感を持って打ち出すことが必要である。地域の経済活動の回復のため、時間軸を意識して、関係各所の協力を求め、官民を挙げた大胆な経済対策を図るとともに、国に対して要望活動を行うこと。

以上が令和2年4月6日から5月20日までの新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の活動であります。

当特別委員会は、今回の要請に対する取り組みを注視するとともに、国や県の施策を把握しながら、今後のコロナ禍の状況に合わせて引き続き聞き取り調査等も行い、収束に向けた施策の提案や、収束後の景気の回復に向け、検討をさらに進めてまいります。

以上をもって、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の報告といたします。



#### 議案の上程、提出者の説明

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元

にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末73ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第4号「高知県税条例の一部を改正する条例議案」まで及び報第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第5号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」まで、以上9件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員の皆様のお出向をいただき、令和2年5月県議会臨時会が開かれますことを厚くお礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、本県における新型コロナウイルス感染症の状況と今後の対応について御説明を申し上げます。

初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、罹患された方や御家族、関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、日々献身的な努力をされている医療従事者の皆様に深く敬意を表します。

本県におきましては、3月末以降に多くの感染者が確認され、一時は、確保している病床数に入院患者数が迫る状況となりました。このため、3密の回避を初め、昼夜を問わない不要不急の外出自粛、県境をまたぐ往来の自粛、再度の臨時休校など、県民の皆様にはさまざまな御協力をお願いしてきたところです。

さらに、緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されたことを受け、先月24日から今月6日にかけて、感染リスクの高い接待を伴う飲

食店などを対象に、休業要請や営業時間短縮の協力要請を行いました。

こうした要請を受けて、県民の皆様が一丸となって取り組んでくださった結果、昨日まで22日連続で新たな感染は確認されておらず、医療提供体制が逼迫した状況も緩和されるなど、県内の感染状況は落ちつきを見せているものと捉えております。

また、このような状況から、今月14日には本県の緊急事態宣言は解除されました。これもひとえに県民の皆様、医療関係者の皆様、事業者の皆様の多大な御協力と御尽力のおかげであり、改めて感謝を申し上げます。

今後は、新しい生活様式の実践と定着に努めるなど、感染防止対策をしっかりと講じながら、社会経済活動の再開を進めていくことが重要であります。あわせて、感染状況が落ちついている間に、次なる感染拡大に備え、検査体制の充実と医療提供体制の強化に最優先で取り組んでまいります。

特に検査体制については、国の動向を踏まえ、唾液を用いた新たな検査手法の活用について検討を行うとともに、衛生環境研究所にPCR装置を追加し、1日当たりの最大検査可能数をこれまでの144件から216件にふやします。また、重症者は主に高知医療センターが、中等症者及び軽症者は幡多けんみん病院や入院協力医療機関が受け入れを担い、病状が安定した後は宿泊施設での療養を基本とする役割分担を進めるとともに、より多くの病床などを確保し、医療提供体制を強化してまいります。

さらに、今後、新規感染者が発生した際に備え、県民の皆様に再び行動の自粛などをお願いする際の目安となる感染者数や病床稼働率などの指標と、それに伴う対応方針を定めてまいります。

引き続き、議員の皆様の御意見を賜りながら、

県民の皆様と心をつにし、この難局を乗り越えていくよう全力を尽くしてまいります。

次に、4月以降の補正予算などについて御説明申し上げます。

県といたしましては、国の補正予算を最大限活用し、県議会特別委員会からの御要請や日本銀行高知支店長の御意見なども踏まえながら、スピード感を持って必要な対策を実行してまいりました。中でも、特に急を要する感染拡大防止対策や、事業の継続と雇用の維持を図る取り組みについては、可及的速やかに対策を講じることがダメージを最小限に食いとめることにつながることから、必要な補正予算について専決処分をさせていただきました。

具体的には、先ほど御説明いたしましたPCR装置の追加設置を初め、入院協力医療機関における簡易陰圧装置の整備、入院患者受け入れのための空床補償などによりまして、医療提供体制の一層の充実を図っているところです。また、休業などの要請に応じていただいた事業者への協力金の創設や、一時的な生活資金を必要とする方などへの生活福祉資金貸付制度の原資の増額を行っております。

さらに、民間金融機関と連携し本年3月に創設した本県独自の融資制度については、当初の想定約2.5倍の申し込みがあり、最終的に835億円まで融資枠を拡大し、売り上げが落ち込む事業者の事業継続に必要な資金需要にお応えしたところです。

今議会には、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、総額16億4,000万円余りの歳入歳出予算の補正及び総額113億8,000万円余りの債務負担行為の補正から成る一般会計補正予算案を提出しております。これにより、医療機関における医療従事者に対する特殊勤務手当の支給を支援するほか、事業の継続と雇用の維持や新しい生活様式の実践に取り組む事業者への

支援などを実施したいと考えております。

今後も、県民の皆様の健康と生活を守ることを第一に考え、かつ県経済へのダメージを最小限に食いとめることができるよう、状況の変化に応じて必要な対策をちゅうちょなく講じてまいります。さらに、全国一律で対応すべき事項や本県の実情を踏まえた必要な対策については、全国知事会などとも連携しながら、国に対して積極的に政策提言を行ってまいります。

続いて、新型コロナウイルス感染症による県経済への影響に対する取り組みについて御説明申し上げます。

経済影響対策については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを見据え、事業の継続と雇用の維持、経済活動の回復、社会の構造変化への対応という3つの局面に応じた取り組みを展開していく必要があると考えております。

まず、事業の継続と雇用の維持については、先ほど申し上げましたように県独自の融資制度を創設し、事業者の資金繰りを迅速に支援してまいりました。この融資制度は、今月1日から国が新たに創設した全国统一制度の活用にか切りかえ、引き続き県内事業者の幅広い資金需要に対応しております。加えて、従業員規模の大きい宿泊業などの事業者においては、さまざまな支援制度を活用してもなお資金が不足するおそれがあることから、民間金融機関と協調した大口の特別融資制度を新たに設けたいと考えており、今議会に補正予算を提案しております。

また、利用者数や運行収入の落ち込みにより極めて厳しい状況にある公共交通事業者について、路線バスの運行費用に対する負担を軽減し、県民の日常生活に欠かせない公共交通の維持を図ってまいります。このほか、第1次産業分野においても、子牛の導入に対する支援や、林業事業体の事業量の確保、県産水産物の消費喚起

など、事業の継続や販売促進に向けた取り組みを実施してまいります。

あわせて、国の持続化給付金や雇用調整助成金などの支援策について、県としても事業者の皆様へ周知を行うとともに、これらの支援のさらなる充実を国に提言してまいります。

次に、経済活動の回復及び社会の構造変化への対応では、事態収束を見据え、観光需要の早期回復に向けた準備や、県産品の販路開拓、新しい生活様式の実践に取り組む事業者への支援などを進めてまいります。

このうち、特に観光分野では、旅行者の減少などにより大きなダメージを受けていることから、本県の観光需要の早期回復に向け、今月末を目途に高知県観光リカバリー戦略を策定いたします。この戦略をもとに、事態収束後、速やかに国のGo To Travelキャンペーンと連動して、感染症の影響で失われた観光需要を取り戻すことができるよう、県独自に交通費の助成などを行いたいと考えており、そのために必要な準備を進めます。あわせて、このリカバリー戦略のもと、本県観光のPRやツアーの造成などに御協力をいただく県内の旅行業者、宿泊事業者、観光バス事業者などに協力金を支給し、官民一丸となって観光客の誘客やおもてなしに取り組んでまいります。

また、新しい生活様式の実践に関しては、商工団体のほか、宿泊事業者やタクシー事業者などの方々が、3密の防止に向けた店舗の改装や、デリバリー、通信販売といった新たなサービスを展開する場合に、この経費を補助する制度を新たに創設し、支援いたします。

加えて、ICTの活用などによる新たな働き方を推進するため、県の相談窓口を通じて、民間事業者におけるテレワークの導入や定着への支援を行うほか、県庁においてもテレワークを進めてまいります。さらに、学校においても、



オンライン学習の実施に必要な機器の整備を加速してまいります。

こうした一連の取り組みを含め、今後3つの局面に応じた経済対策を迅速かつ強力に実行するため、今月15日に産業振興推進本部内に部局横断の特別経済対策プロジェクトチームを立ち上げ、計画推進課内にその運営や部局間調整を担う担当室を設置いたしました。今月20日には第1回のプロジェクトチーム会を開催したところであり、今後一連の経済対策を着実に実行するとともに、新規施策の立案に向けて検討を進めてまいります。

次に、私自身の給与について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、県民の皆様の生活や県経済に大きな影響が生じていることを踏まえ、私自身、県民の皆様と思いを同じくし、今後の対策を進めていくことが必要であると考えます。このため、私の今月分の給与の全額を返上することとし、関連する条例議案を今議会に提出させていただいております。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和2年度高知県一般会計補正予算などの2件です。

条例議案は、高知県税条例の一部を改正する条例議案など2件です。

報告議案は、令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告など5件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議

事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明23日から25日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、5月26日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

5月26日の議事日程は、議案に対する質疑であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前10時39分散会

令和2年5月26日（火曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 22番 山 崎 正 恭 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 29番 大 野 辰 哉 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 岩 城 孝 章 君
- 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
- 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
- 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
- 地域福祉部長 福 留 利 也 君
- 文化 生活 岡 村 昭 一 君
- スポーツ部長
- 商工労働部長 沖 本 健 二 君
- 観光振興部長 吉 村 大 君
- 教 育 長 者 平 田 健 一 君
- 職 務 代 理 者

事務局職員出席者

- 事 務 局 長 行 宗 昭 一 君
- 事 務 局 次 長 織 田 勝 博 君
- 議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
- 政策調査課長 川 村 和 敏 君
- 議事課長補佐 馬 殿 昌 彦 君
- 主 幹 春 井 真 美 君
- 主 査 久 保 淳 一 君

議 事 日 程（第2号）

令和2年5月26日午前10時開議

第1

- 第 1 号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和2年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 3 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 報第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第3号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第4号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
- 報第5号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



#### 質 疑

○議長（三石文隆君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第4号「高知県税条例の一部を改正する条例議案」まで及び報第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第5号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」まで、以上9件を一括議題とし、これより議案に対する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

17番依光晃一郎君。

（17番依光晃一郎君登壇）

○17番（依光晃一郎君） 自由民主党を代表して質問させていただきます。

まずもって、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました高知県内3名の皆様の御冥福をお祈りいたします。また、現在治療中の皆様が早期に回復されますことを心よりお祈りを申し上げます。

さて、ことしは東京オリンピック・パラリンピックの年として誰もが好景気を想像し、その好景気の波は高知県にまで届いて、高知県にとっても、輝かしい一年になるだろうと考えていたのではと思います。しかし、2月28日に県内で初めて感染者が確認され、4月9日には高知新聞で10万人当たりの感染者数が全国で5位と報道されるなど、危機的な状況となります。幸いなことに、全国的な感染拡大が広がる中、高知県は新型コロナウイルスの抑え込みに成功し、4月29日からは陽性患者の発生がゼロとなりました。

高知県の対応は、濃厚接触者を聞き取りにより正確に把握することで無症状感染者を見つけ出し、早期に対処する、まさにお手本で、爆発的な感染拡大を防ぐことに成功したと言えます。困難な状況の中、身の危険を顧みずに働いていただいた医療関係者を初め、行政、民間の皆様方に心よりの感謝を申し上げたいと思います。

今後は、感染拡大の第2波、第3波に備えた対応に万全を期して取り組んでいかねばなりません。そもそも、なぜこのような状況となったのでしょうか。それは、新型コロナウイルスの厄介な特性である、発熱やせきの症状がない無症状の感染者を生み出すことが原因で、社会が気づかないうちに感染者をふやし続けているのです。

そこで、国は無症状感染者からの感染を防ぐ

ため、新しい生活様式という、人との間隔をできるだけ2メートルあける、マスクをつける、手洗いを頻繁に行う、他県への移動を控えるなどという対応を呼びかけました。この新しい生活様式は、国民の行動変容を求めるもので、高知県にとっても、経済への影響はもちろん、宴席での皿鉢料理や返杯、献杯が禁止されるなど、高知県の象徴的なおきやく文化まで変化が避けられません。また、教育現場、部活動も含めたスポーツ・文化行事にも影響を与え、いわゆるアフターコロナという新たな時代がスタートしたのだと感じます。

今回の臨時議会では、債務負担行為も含めて130億円の補正予算を審議いたしますし、2月議会での追加提案や、さきの専決処分も含めれば、総額約311億円という大きな対策予算が計上されています。しかしながら、アフターコロナの時代を乗り切っていくためには、これまでの対策に加え、より一層の対策が必要となってくるものと考えます。高知県民の健康と経済、そして文化を守るために、自民党会派としてしっかりと議論を深めさせていただきたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えた高知県の医療体制についてお聞きをいたします。先ほども述べましたが、高知県の感染者数が危機的状況を脱したという成果は、非常に頼もしく感じるところです。しかし、第1波を乗り越えた医療体制を振り返ると、ぎりぎりの綱渡りであっただろうと感じます。4月に国が示した高知県の最大感染者数の想定は、重症者数50人、中・軽症者数1,500人ということでしたが、今後の備えでは、この想定を一つの目安として準備をしておく必要があるのではと思います。

そこで、第2波、第3波に備え、県内のPCRの検査体制や、医療機関での病床の確保、中・軽症者のための病床や宿泊療養施設の準備と

いった医療体制について、今後の対策とあわせて知事にお聞きをいたします。

次に、県の休業要請の成果についてお聞きをいたします。高知県は、4月24日から5月6日までのゴールデンウィーク期間中に、接待を含む飲食店などの業種に休業や営業時間の短縮の要請を行いました。

この要請期間中に、県内で休業等に応じ、休業等要請協力金の申請を行った事業者がどれくらいあったのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

また、休業等の要請に応じた飲食事業者の皆様などの御協力の結果として、感染拡大を防ぐことはできたのでしょうか。私は、この要請によって感染拡大がかなり抑えられたのだと考えていますが、健康政策部長にその見解をお聞きいたします。

次に、マスクなどの在庫情報についてお聞きをいたします。高知県は、県内のマスクや消毒液などの保健衛生用品の不足状況について把握し、足りない施設には、多目に備蓄していた市町村の備蓄物資を届けるなどの対応をとりました。このことは、高知県の感染拡大を防ぐ上で大きな成果があったものと思います。しかし一方で、介護事業所や公共交通を担うバス会社にお聞きすると、こうした保健衛生用品については、備蓄品や県を通じた供給等により賄っていたものの、安定調達ができる見通しが立たない中で、不安を抱えながら事業を行っていたとのこと。

現在は一時期ほどの不足状況にはないというお話も聞いていますが、私は、マスクや消毒液などの県内における在庫情報について県庁の部局をまたいで把握できる仕組みが必要で、今ある仕組みを改良することで次なる危機に備えることができるのではと思います。

そこで、介護や福祉、公共交通など県民生活

に不可欠な事業において、保健衛生用品などの不足に対応するための情報の集約や物資の調達についてどうか、危機管理部長にお聞きをいたします。

次に、経済対策についてお聞きをいたします。

高知県内の事業者の皆様から聞くところによると、3月くらいから売上減少が深刻となり、前年同月比で9割の売上減となった事業所も出るなど、これまでに経験したことのない落ち込みとのことでした。さらに、これから6月にかけて事業の継続が難しくなる事業所も多く出るのではと危惧するところです。また、4月16日からの全国を対象とした緊急事態宣言は5月14日に解除となったものの、まだまだ気を緩めてはいけなさと自粛のムードが続いており、売上げがコロナ前の水準まで戻るのはかなり先になるだろうと思います。

私は、今回の経済悪化は経済学で言われる景気循環による不景気やリーマンショックの不景気とは次元の違う、戦後最大の経済危機だと認識しております。そうであるならば、これまでとは違った考え方で対策を練らなければなりません。私は、高知県の経済を救うためには、高知県経済の核となる事業所には行政がお金を渡すという、これまで禁じ手であった現金給付型の支援を行うなど、もっと踏み込んだ手法も取り入れながら戦略的に施策を実行すべきだと考えています。

そこでまず、本県経済の回復に向けた道筋をどのように考えているのか、知事にお聞きをいたします。

次に、制度融資についてお聞きをいたします。高知県は、新型コロナウイルス感染症による経済へのダメージを抑えるために、独自の緊急融資制度を3月24日から設け、苦境の事業者への金融支援を積極的に行いました。この緊急融資制度を申し込まれた事業者は延べ2,412者に上

り、約798億円の融資が認定されています。私は、県内の中小企業等の逼迫した資金需要に対し、国の制度を待たずにスピーディーに対応していただいたことにとっても感謝をしております。

今議会においては、さらなる対策として、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資の創設を提案されていますが、この融資制度によってどのようなことが期待されるのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、旅館・ホテル業、バス事業への支援について特にお聞きをいたします。私は、今回の新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業の中でも特に旅館・ホテル業、バス事業については、県としてしっかりと支える必要があると思っております。旅館・ホテル業は観光振興のかなめであり、バス事業は観光振興に加え、中山間地域も含む県内公共交通のかなめです。コロナウイルス収束後の高知県経済V字回復のためには、この2つの事業の存在が欠かせません。

加えて、新しい生活様式ということで、県外との交流については現在自粛が要請されていますが、このことは、旅館・ホテル事業者、バス事業者の事業継続にとって大きな痛手です。県では、高知県観光リカバリーキャンペーン協力の創設やバス運行対策費補助金の拡充をしようとしていますが、もう一段の対策が必要ではないかと考えるところです。例えば、旅館・ホテル業については、県境を越えた移動の自粛が求められている期間中の協力金の支給や、バス事業者については、運転手の雇用を守るための雇用対策給付金の支給などが考えられないでしょうか。

そこで、高知県経済のV字回復を担う旅館・ホテル業、バス事業への支援についてどうか、知事にお聞きをいたします。

次に、アフターコロナの時代の産業振興についてお聞きをいたします。新しい生活様式の実



践が求められるアフターコロナの時代にあつて、高知県の中小企業は、感染症への新たな対応を考えた上で商売を立て直す必要があります。県は、3密を防ぐための店舗の改装や衛生対策に要する整備、またテークアウトやデリバリー、通販などの新しい販路拡大の取り組み、さらにはオフィスでのテレワーク導入などを支援するためのさまざまな補助金の創設を、今議会に提案しています。

今後も県として、中小企業や地域の事業者等がアフターコロナの時代に事業を継続し、売り上げを伸ばしていけるよう支援していく必要があると思うがどうか、知事にお聞きをいたします。

次に、教育についてお聞きをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は、教育の分野にも大きな影響を与え、感染症から子供たちの健康を守りつつ、子供たちの学ぶ機会をどうやって守っていくのか、難しい課題が突きつけられています。今回の臨時議会では、GIGAスクール構想に基づき、学習用タブレット端末を家庭でのオンライン教育で活用すべく、整備を加速させるための予算案が計上されたところです。

今後も、新型コロナウイルスの第2波、第3波が想定される中、感染症から子供たちの健康を守りつつ、子供たちの学ぶ機会を充実させるために、GIGAスクール構想も含め、学校現場ではどういった工夫で乗り切っていこうとしているのか、教育長職務代理者にお聞きをいたします。

ICTを活用した教育の充実を加速化させる一方で、学校教育とは、そもそも多くの児童生徒が集団生活を通じて、時にはぶつかりながらも学び合うものであつて、オンライン教育を導入すれば全て解決というものではないのだと思います。アフターコロナという新しい生活

様式が学校現場にも求められる中にあつても、オンライン教育では学べない学びも学校教育には求められているものと思います。

今後、どういった考え方で高知県の教育を守っていこうとしているのか、教育長職務代理者にお聞きをいたします。

次に、災害時の避難所運営についてお聞きをいたします。これから梅雨の時期、台風の時期となる高知県にとって、災害から身を守るための避難所開設はいつ起こっても不思議ではありません。新型コロナウイルス感染症への対策は、避難所の運営でも重要な課題となっています。

高知県の避難所におけるコロナ対策について、市町村と一緒に早急に対策を練らなければなりません。今後どのように取り組んでいくのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

最後に、経済的に困難な状況に陥った方々をどうやって助けていくのか、お聞きをいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困難な状況に陥った方々に対しては、国や県の手厚い支援により、生計を維持するための貸付制度が拡充されたほか、収入の減少により住居を失うおそれのある方への住居確保給付金が支給されており、県民からの問い合わせが寄せられる県や市町村等の職員の努力もあつて、多少の混乱はありつつも成果が上がってくるものと思います。

しかし、今回の不況は、感染症を原因としたものである以上長期化が避けられず、残念ながら倒産や廃業となる事業所や労働者を解雇せざるを得ない事業所は今後も出てくるものと思われる、こうした事情からの収入減によって経済的に困難な状況に陥った方々への生活支援は引き続き重要であると考えます。また、大学や専門学校で学ぶ学生が経済的な理由から退学を選ばざるを得ない状況や、新卒採用が減り就職浪人が多数発生するような状況も想定され、若者へ

の対策も急がれるところです。私は、こうした方々に対し、貸し付けや給付金などの支援がしっかりと届くことがまずは大切で、そのための体制をしっかりととっていただきたいと思います。

これまでも、これらの支援策については、申請窓口となる市町村や関係機関において対応強化が進んでいますが、特にニーズが高いと思われる生活福祉資金の貸付状況と、今あるさまざまな支援策をしっかりと届けるために県としてどういったところに注力して取り組んでいるのか、あわせて地域福祉部長にお聞きをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、PCRの検査体制や医療体制について、今後の対応とあわせてお尋ねがございました。

本県におきますPCR検査につきましては、これまでの間、医師が必要と認めたにもかかわらず検査をお断りしたという事例はございません。ただ、今後のさらなる大きな感染の波に備えるために、検査体制のさらなる充実が必要と考えております。

このため、既に専決処分させていただきました補正予算によりまして、衛生環境研究所にPCR装置を1台追加し、1日当たりの最大検査可能数をこれまでの144件から216件にふやすことにいたしております。また、現在国において、唾液を検体に使いますPCR検査法の検討が進められております。これまでよりも安全かつ簡便に検体採取ができるこの方法が認められた場合には、県として適切に対応ができるように体制を構築してまいります。

次に、入院医療の体制につきましては、これまで74名の入院患者を受け入れる中で、一時相当逼迫をしたことがございました。このため、今後の波に備えまして、これまで以上の患者数

の増加に対応できるように空床補償の制度も活用しながら、本日までにベッド数で計166床を確保したところでございます。従前77床という水準でございましたから、倍増以上の水準を確保いたしましたところでございます。

あわせて、高知医療センターを重症者、中等症者の診療の重点医療機関に指定をいたしますとともに、いざというときに重症患者の治療に必要な医療機器や医療人材を集約いたしません連携体制を構築いたしているところでございます。

また、宿泊療養の施設といたしまして、軽症者、無症状者を受け入れるやまももは、当面の間確保することといたしております。さらに、今後感染拡大のおそれが生じた際に速やかに受け入れができますよう、現在民間ホテルを借り上げる準備を進めているところでございます。

次に、経済の回復に向けた道筋についてお尋ねがございました。

経済影響対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを見据えまして、1つには事業の継続と雇用の維持、2つには経済活動の回復、3つ目には社会構造変化への対応という、この3つの局面に応じた取り組みを同時並行的に展開していく必要があると考えております。

まず、事業の継続と雇用の維持についてでございます。これまでに、県独自の融資制度あるいは休業等への協力金を創設するなどの措置を講じてまいりました。さらに、今議会では公共交通を維持するための補正予算なども提案をさせていただいております。今後とも、金融機関や市町村などと連携をいたしまして、厳しい状況にあります事業者の皆様の経営と雇用をしっかりと守ってまいります。

次に、経済活動の回復と社会構造変化への対応についてでございます。人の移動が制限され

ている段階では、まずは県内でつくられた商品を県内で消費をいたします、いわゆる地消の取り組みをより強化していくことが大切です。その上で、事態の収束を見据えまして、観光需要の早期回復に向けた準備でございますとか、いわゆる新しい生活様式の実践に取り組む事業者への支援も、手拔かりのないように進めていく必要がございます。

今月の15日には、産業振興推進本部内に、より機動的にかつ全庁的に経済影響対策を検討、実行するための、特別経済対策プロジェクトチームを立ち上げたところであります。今後、このプロジェクトチームを司令塔といたしまして、これまでの施策の検証と新たな施策の立案を進め、経済影響対策を一層充実強化し、迅速かつ強力で推進してまいります。

次に、旅館・ホテル業とバス事業へのもう一段の対策につきましてお尋ねがございました。

旅館・ホテル業やバス事業は観光振興や県内公共交通のかなめであるとのお話がございましたが、私もまさしくそのように受けとめております。それぞれの業界団体の皆様からも、県に対しまして、経営支援に関します御要望をいただいております。今議会には、これらも踏まえまして、観光キャンペーンや路線バスの運行支援などに関します予算を提案させていただきました。

業界の皆様の御要望を踏まえたさまざまな新型コロナウイルス対策を立案してまいります上では、スピード感と十分な規模感を持って対応することが何より大切でございます。一方で、県の限られた財政事情の中では、特に規模感という点につきましては抜本的な対応が難しい、そういう面もございます。

そのため、まずはさまざまな事業者の皆様の資金需要にお応えをしますように、3月には国に先行して新型コロナウイルス感染症対策資金

の融資制度を創設いたしました。また、今月からは全国統一の新たな融資制度を活用いたしまして、事業継続や雇用の維持などに関しまして切れ目のない支援に取り組んでおります。

加えまして、御指摘にもございましたように、旅館業や旅行業、運輸業などは、県境をまたいだ人の流れをとめたことなどによりまして、早い段階から大きな影響を受けて、苦境に立たされております。このことを国としてもぜひ重く受けとめていただきたい。その意味で、例えばこれらの事業者の資本強化策、具体的には中小企業などに対します支援ファンドの組成などを含めまして、国において抜本的な経営支援策を講じていただくように、全国知事会などとも連携して国への政策提言を重ねてきているところでございます。

このように、個々の自治体では対応に限界がある課題あるいは自治体が対策を進めるための財源確保などに関しましては、引き続き国に対して強く訴えてまいる所存であります。あわせて、県といたしましても、先ほどの特別経済対策チームを中心に、さらなる事業者向けの対策やV字回復のための施策につきまして検討をし、実行に移してまいりたいと考えております。

最後に、アフターコロナの時代に向けました中小企業や地域の事業者などに対します支援についてお尋ねがございました。

県内の中小企業や地域の事業者の皆様に、アフターコロナの時代にしっかりと事業展開を行っていただくには、何よりも今ある危機を乗り越えていただくことが肝要でございます。このため県では、思い切った融資制度の創設などにより資金繰りの支援をいたしておりまして、現時点では県内で新型コロナウイルスの影響による倒産は発生していないというふうに伺っているところでございます。



今後は、平時に戻った際の着実なV字回復を見据えまして、感染症の拡大防止、そして社会経済活動の両立につながりますような新しい生活様式に対応する取り組みへの支援も充実をさせてまいります。まずは、お話にもございました、テークアウト、デリバリー、通信販売などによります販路の拡大でございますとか、テレワークの導入などによる取り組みに対しまして、商店街や商業者のグループ、さらには宿泊、運輸・運搬関係の事業者の方々への積極的な支援を行い、それらの定着を図ってまいりたいと考えておりまして、関連の予算を今回御提案いたしております。あわせまして、海外を含めた地産外商の強化でございますとか、観光キャンペーンと連携をした新たな販路拡大の支援にも、進取果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、県内の事業者の皆様や関係団体との連携を密にいたしまして、幅広い御要望にお応えできるようにしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) まず、休業等要請協力金の申請事業者数についてお尋ねがございました。

協力金の申請は、今月1日から受け付けを開始しておりまして、昨日の時点で3,128件の事業者から申請をいただいております。申請の受け付け期間は来月15日までとなっておりますので、今後さらに申請数は増加していくものと見込んでおります。

県内の厳しい経済情勢を踏まえ、一日も早く事業者の皆様のお手元に協力金が届けられますよう、引き続きスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策雇用維

持促進特別融資制度への期待についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、旅館、ホテル、飲食業を中心に、県内事業者は極めて厳しい状況に置かれております。こうした事業者の皆様への資金需要に対しましては、今月1日に国が新たに創設いたしました全国統一の融資制度や日本政策金融公庫の特別貸し付け等により、幅広く対応できるものと考えております。一方で、多数の従業員を抱える事業者においては、県と公庫の融資制度に加えて雇用調整助成金や持続化給付金を活用してもなお事業を継続し雇用を維持するためには、より多くの資金が必要となるとの声もお聞きをしております。

今回提案させていただきました特別融資制度は、こうした事業者の大口の資金需要に対応できますことから、事業の継続と雇用の維持に大きく貢献するものと期待をしております。また、今回の制度は、それぞれの事業者の経営状況に精通いたしました金融機関が、協調融資という形で一定のリスクを負担しつつ主体的に関与することで、そのノウハウを最大限に生かしたきめ細かな対応ができるものと考えております。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 飲食事業者などの協力の結果として感染拡大が抑えられたと考えるがどうかのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、密閉、密集、密接のいわゆる3密の状況をつくらないなど、可能な限り人と人との接触を減らすことが重要です。そのため、大勢の人が出かけ、集まり、人と接する機会が高まるゴールデンウィークにおける行動が心配されましたが、多くの事業者の皆様にご協力いただいたことで、人と人との接触機会の減少につながりました。加えて、昼夜を問わない不要不急の外出や帰省や旅行などによる他県との

往來の自粛などへの県民の皆様の御協力も、感染拡大の防止につながったと考えております。

御協力くださいました事業者の皆様、そして県民の皆様には、深く感謝を申し上げます。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) まず、保健衛生用品の在庫情報の集約や調達についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、マスクや消毒液などの感染対策に必要な物資の需要が急速に拡大し、このような中においても業務の継続が求められる事業者の皆様が、必要な物資を十分購入できない状況が発生しました。そのため県では、補正予算により購入した物資や、国などから支給された物資、国の優先供給スキームを活用して確保した消毒液などを、医療機関や高齢者福祉施設、保育園などの、感染によるリスクが高い方々が利用されている施設に対して優先的に支給、あっせんをしております。

一方、公共交通機関や食料品小売業者などに対しては、県から積極的な情報収集を行っておりませんが、事業者から物資が確保できず困っているとの情報をいただき、販売業者の情報提供をした事例もありました。

こうしたことから、今後は県民生活の維持のため継続が求められる事業者につきましても、業界団体などを通じて情報を収集し、全庁で共有しております。また、必要な物資が調達できない場合には、購入可能な業者をあっせんするなど、事業者の皆様が安心して業務を継続していただけるよう支援してまいります。

次に、避難所におけるコロナ対策をどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

災害時の避難所においては、密室に多くの方々の避難が想定され、3密の環境が生じるおそれがあるため、早期に対策を講じる必要があると

認識をしています。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、県議会の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会からは、避難所の確保や避難生活のあり方等について検討するよう、知事に要請がなされています。また、国からも4月上旬に、避難所における感染症対策を徹底するよう通知がありました。

県では、5月1日に市町村に対して、可能な限り多くの避難所を開設することや、避難所の衛生環境を確保すること、あらかじめ住民へ周知しておくべき事項を整理することなどについて、早期の対応をお願いしています。市町村においては、現在体温計、マスク、消毒液、間仕切り等の資機材の整備について検討をいただいております。県としても、こうした環境整備に対して財政的な支援を実施することとしています。

今後も、保健所と連携した説明会を開催するほか、市町村の対応状況を把握し、対策がなされている場合には必要な支援を行うなど、市町村と連携して取り組んでまいります。

(教育長職務代理者平田健一君登壇)

○教育長職務代理者(平田健一君) まず、今後の新型コロナウイルスの感染拡大に備えた学校現場での教育手法の工夫についてお尋ねがございました。

本県では、昨日までに2週間程度の準備期間を経て、県内の小・中・高等学校及び特別支援学校が再開し、子供たちが元気に学校で学ぶ日常が戻ってきました。これで安心することなく再度の感染拡大を想定し、その際の学校教育活動の継続に備えておくことが大変重要であると考えています。

今回の臨時休業に際しても、各学校で工夫され、準備期間や登校日等を活用して、家庭学習の支援のための教材等を用いた休業中の学習指

導が行われてきました。また、一部の学校では、子供たちが自宅にいながらオンラインでホームルーム活動や授業を実施するなどの取り組みも行われました。

県教育委員会としても、教育センターのホームページに家庭学習支援動画ライブラリーを開設し、指導主事等が作成した授業動画を配信してまいりました。5月22日時点で、計107本の教材に計5万1,000を超えるアクセスがあり、一定の効果があったと感じておりますし、希望する児童生徒の参加による遠隔授業を実施するとともに、各校への展開に向けたノウハウの蓄積も行っております。

今後、まずは国が示す学校の新しい生活様式を踏まえ、子供たちの健康、安全を第一に考え、極力感染リスクを低減しながら、臨時休業に伴う学習のおくれ等を補うため、行事の精選や指導内容の工夫等も図りつつ、学校における教育活動を進めてまいります。

一方で、第2期教育大綱では、新しい基本方針にデジタル社会に向けた教育の推進を掲げており、本年度から必要な機材の整備に加え、ICTを活用した一人一人に最適な学びの実現に取り組むこととしています。今回の臨時休業においてもICTの活用は学校教育の継続に大変有効であったと考えており、今議会において提案させていただいているGIGAスクール構想の実現に向けた県立学校のタブレット端末の整備等に早急に取り組んでいきたいと考えています。

今後、再度の感染拡大の際には、こうした機材を自宅でも利用できるようにすることで、子供たちの学びが途絶えることのないよう、また心身や生活状況の把握につながるよう、しっかりと準備をしております。

次に、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、今後どういった考え方で本県の教育を守ってい

くかについてお尋ねがありました。

今後の学校運営は、感染症対策を徹底した新しい生活様式を前提に取り組んでいくことが必要となりますが、議員御指摘のとおり、子供たちが学校において教員や友人との関係の中で学ぶことは、知・徳・体の調和のとれた生きる力の育成に欠かすことのできないものです。

今年度からスタートした第2期教育大綱においては、チーム学校の推進による主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導の充実や、地域との連携・協働による探究学習の推進、規範意識・自尊感情など豊かな心を育む取り組みの充実、健康・体力の向上等を図っていくこととしています。こうした教育大綱に基づく取り組みを、ICTを活用した教育と新しい生活様式を前提とした学校の教育活動の双方で補い合いながら実践していくことが、今後の学校教育に求められていると考えております。

県教育委員会としては、学校の新しい生活様式の中で、教員の教科等の指導力の向上や、道徳科の授業の質的転換、家庭や地域と連携した健康教育の充実等に取り組んでまいります。また、遠隔授業における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法や、タブレット端末等を活用した児童生徒同士の協働学習のあり方についても研究を深めてまいります。

こうした取り組みを通し、新型コロナウイルスの脅威がある中でも学びの充実を図り、本県の教育をしっかりと守ってまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) 生活福祉資金の貸付状況と支援策をしっかりと届けるための取り組みについてお尋ねがございました。

今回の生活福祉資金の特例貸し付けの状況は、先週末の5月22日現在で、緊急かつ一時的な生活資金となる緊急小口資金が4,388件で7億2,000万円余り、また生活再建までに必要な生

活資金となる総合支援資金が1,007件で5億3,000万円余りとなっております。このうち緊急小口資金については、3月25日の受け付け開始以降4月に入って徐々に申請件数が伸び始め、5月の連休前の申請をピークに、先週も1日当たり平均で80件程度の申請が出ております。この貸付制度の周知については、県や県社会福祉協議会のホームページを初め、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアによる広報やコンビニにチラシを置いていただくことなどを通じて、きめ細かく行っているところです。

あわせて、申請受け付けから貸し付けまで迅速な対応が求められております。そのため、申請の窓口を担っていただいている県と市町村の社会福祉協議会を初め関係機関の御協力により、より多くの受け付けが可能となります。郵送での受け付けや事務処理の効率化などに取り組んでいただいているところです。その結果、現在緊急小口資金については、受け付けの日から4から5営業日以内の貸し付けが行えています。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症を原因として経済的に困窮な状況に陥った方々への支援は長期化することが見込まれています。県としましては、引き続き関係機関と連携して、生活福祉資金の貸付制度を初めさまざまな支援策が必要な人に行き届くよう、制度の周知と迅速な対応に努め、生活の立て直しを支援してまいります。

○17番（依光晃一郎君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

1点だけ、質問ではございませんが、経済対策の部分で知事から、中小企業を助ける、資本を支援するような、そんなファンドのスキームのお話がありまして、非常に期待できると思っております。議会としてもしっかりと支えていきたいということをお誓い申し上げまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。

ました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。  
午前10時44分休憩



午前10時50分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑を続行いたします。

32番坂本茂雄君。

（32番坂本茂雄君登壇）

○32番（坂本茂雄君） 冒頭、県民の会といたしましても、このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、罹患された方々や御家族、関係者の皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

そして、感染リスクと隣り合わせで献身的な努力をされている医療従事者の皆様を初め、感染リスクと向き合いながら、感染症の拡大を抑制する、お互いの命を守る、お互いの生活を守ろうと日々活動されている全ての県民の皆さんに敬意を表します。

今、私たちの生存権は、ウイルス感染と生活破綻によって脅かされるという危機にさらされています。このことによって生命を脅かされる県民を一人でも減らすための高知県の施策の拡充を一層図りたいとの思いで、順次質問をさせていただきます。

そこでまず、PCR検査と医療体制の強化について知事にお尋ねします。

PCR検査については、医師が判断し紹介受診票を作成すれば受検できるとおっしゃっておりますが、一般の方の相談目安が重視されるなど、医師が必要との判断に至らず、何らかの



目詰まりが生じることによって検査につながっていないのではないかとと思われることも多々あります。そのようなこともあってか、PCR検査体制の強化を図ったとされても、受検しやすくなったとの声が県民から届いてまいりません。

今後は、衛生環境研究所にPCR装置を追加し、1日当たりの最大検査可能数をこれまでの144件から216件にふやすと述べられていますが、今まで以上に受検しやすくなるのか、お聞きします。

PCR検査を受検できなかった方の中には、医師から検査しなくても大丈夫と言われても発熱などの自覚症状が継続し、感染リスクが払拭されないまま勤務することへの不安を抱え続けていた方々もおられます。

このようなことから、感染すると拡大リスクの高い学校や福祉事業所、医療機関などの職場で、発熱など自覚症状を有する職員で希望される方はPCR検査を受検しやすい環境を整備できないか、お聞きします。

また、指定医療機関や協力医療機関ではない一般の医療機関において、外来での対応によって院内感染を生じれば、そこから地域の医療崩壊につながりかねないことが懸念されます。そうならないためにも、外来での対応について、診療時間や受け付け体制、動線を区分するなど、院内感染防止策を十分に図ることについて医療機関の足並みはそろっているのか、この項は健康政策部長にお聞きします。

さらに、一般の医療機関で唾液によるPCR検査や抗原検査が進めば、医療機関を守ることにつながるし、効果的なPCR検査への移行が図られることになると思われます。さらに、抗体検査が普及すれば、経済活動の再開を強力に後押しすることにもつながると考えられます。

だからこそ、PCR検査が大幅に増加したときの対応として、県による抗原検査や抗体検査

の導入を検討しておくべきと考えますが、知事にお伺いします。

本県の場合は、軽症者等宿泊療養施設として高知医療センターの宿泊施設やまももが機能したので、これまではホテルなどの活用には至りませんでした。現状では、軽症者等宿泊療養施設として目標とする200室程度の確保にもめどがつきそうです。

いざ稼働させるときの体制を事前に整えて、場合によっては従業員を含めた対応、動線の確認などの訓練も必要だと考えますが、そのような予定があるのか、健康政策部長にお聞きします。

また、感染症治療の最前線で、感染リスクを抱えつつ、さまざまな風評にもさらされながら治療に従事されてこられた幡多けんみん病院や高知医療センター、その他の医療機関などでの医療従事者の特殊勤務手当の特例が措置されようとしていることは、職員の感染症防疫作業やモチベーションを維持する、せめてもの処遇改善だと思われます。しかし、PCR検査に従事する衛生環境研究所職員は、多い日には1日に85件、平均でも1日に20件程度のPCR検査を行っても感染症防疫作業手当は日額290円という実態は、改善すべきではないでしょうか。

県としては、衛生環境研究所職員も特例措置の対象とすべきではないかと思いますが、総務部長にお尋ねします。

続いて、大学における学生の学びの継続支援について文化スポーツ部長にお尋ねします。

学生団体高等教育無償化プロジェクトFREEの新型コロナウイルスの感染拡大に関する調査で、大学生らの約6割が、アルバイトの収入が減ったり、なくなったと答え、親の収入がなくなった、または減ったと答えた学生も約4割に上り、調査に答えた学生の13人に1人が、大学をやめる検討を始めていると回答するなど、大学生の

厳しい生活状況が浮き彫りになっています。高知県内でも、アルバイト代や奨学金で生活費を賄う学生がコロナ禍で収入減を余儀なくされているケースがあることから、フードバンク高知やこども食堂K o c h i 実行委員会の協力も得て、米130キロや野菜などが74人の学生に提供されるなど、大学生の生活困窮の実態が明らかになっています。

そこで、高知県立大学及び高知工科大学の授業料の納期限が延長され、授業料の減免措置などの支援策が周知されたとのことですが、県内における他の大学ではどのような措置が講じられているか、お聞きします。

また、奨学金が授業料の減免の場合は、申請期間の問題や、直接学校に振り込まれることなどから、その間をつなぐために学生自身が授業料を別途立てかえなければならぬ事態が生じているとの事例をお聞きしますが、その期間を猶予するよう県内大学には求めることはできないのか、お聞きします。

さらに、在学学生で途中退学した事例もお聞きします。退学した大学生の事情によっては、経済的なものであれば、コロナ禍のもと特段の配慮として復学を認めることはできないのか、あわせてお尋ねします。

以上のことなども踏まえますと、国において創設された、アルバイトの収入が減少するなどした学生らに10万円を、住民税非課税世帯の学生らには20万円を給付する「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」の制度を活用して、県としても、必要とする学生が漏れることのないように周知をするなど、今回のコロナ禍で学びを諦める大学生が生じないように支援する必要があるのではないかと思います。お聞きいたします。

次に、学校休業に伴う学びの保障について教育長職務代理者にお聞きします。

25日をもって、県内の臨時休業中の学校が全て再開されました。新入生などは、初めての本格的な学校生活を送ることになります。そのような中で、生徒たちの中には、学校があるのに行けないという曖昧な喪失と言われる状況の中で、悲嘆反応として、気分の落ち込みや怒り、無気力を引き起こすこともあると言われております。

学校において、まずは生徒たちの心の健康チェックを行い、学校になじめるようなサポートを行うべきだと考えますが、どのような支援策を行うのか、お聞きします。

また、授業のおくれを取り戻すために、年度内に指導を終えることが原則とされつつも柔軟な運用も認められている中で、夏休みの短縮などが検討されていますが、過度な詰め込みは子供たちの理解の深まりを害することにもなります。さらに、繰り越しのきかない最終学年への対応の課題も大きいものがあります。

厳しい環境にいる子供たちこそを中心に、学びの保障をどのように実現するのか、お聞きします。

その際には、臨時休業の長期化によって生じる教職員の皆さんのストレスや、働き方の負担などの解消のためのサポートにも留意するべきと考えますが、このことについてもお伺いします。

全国高校総体など、学校教育の中で生徒たちが長年にわたって部活動などにいそしんできた成果の発表の場が、次々と奪われています。また、県内でもさまざまなスポーツ大会が中止されている中で、多様な形態をとりながらも部活動などの成果発表の場を設けることができないか、お聞きします。

次に、経済影響対策についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた幅広い事業者を対象とした家賃を支援する国の

新たな給付金制度が、あすにでも閣議決定されようとしています。このことによって、文化芸術団体においても家賃負担の軽減が図られ、県議会の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の要請書にある、文化・芸術の振興に寄与する団体・担い手の拠点確保に対する支援にも、幾分かはつながると思います。

しかし、県内における文化芸術関係者の新型コロナウイルス感染症の影響に関する実態調査の中間集約によれば、公演、展示などの中止による損失は個人で平均約37万円、事業所で約90万円に上っており、必要とする支援としては、損失に対するものと再開や新規展開事業の支援が多いという切実な声が上がっています。

新型コロナウイルスによって芸術文化活動が大きな影響を受ける中、全国の地方自治体はそれぞれ独自の文化支援事業に乗り出しており、鳥取県は、文化芸術の灯を守るとともに文化芸術の鑑賞機会を広く県民に提供することを目的として、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため無観客で行う公演、展示の映像配信を支援する「アートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金」の募集なども始められています。

高知県としても、5つの基本政策に横断的にかかわる重要な政策と位置づけられている文化芸術とスポーツの振興を担う団体などの事業継続が図られるよう、さらなる支援策を講じていく必要があると考えますが、知事にお聞きします。

専決処分に対応して、申請者の皆さんのために協力金の支給を急がれている職員の皆さんは、日々御苦労されていることだと思いますが、休業等要請協力金の給付などについてお伺いします。

休業要請の対象となる施設、営業時間短縮の要請対象となる施設の協力実施に伴い、大きな影響を受ける事業者は多種多様となっているか

と思います。中でも、タクシー事業者や運転代行事業者の方からの、なぜ対象とならないのかとの相談は多くありました。

山形県などは運転代行も支給対象としていましたが、本県も協力金の対象とすべきではなかったのか、商工労働部長にお聞きします。

また、ゴールデンウィーク期間中に都道府県の大半が休業要請を行ったパチンコ店に対して、本県の、営業をしながら県外から来られた方による感染拡大を防止するための対応は無理があり、結果として県外の愛好者の往来を助長したことになったと言えるのではないのでしょうか。

今後、緊急事態宣言が発せられ、休業要請などが行われる際には、パチンコ店も含めるなど休業要請の対象を拡大することの検討はできないのか、危機管理部長にお尋ねします。

もう一つは、要請の仕方について知事にお聞きします。4月24日から5月6日の間に求めてきた、接待を伴う飲食店やカラオケボックスなどへの休業要請、その他の飲食店などへの営業時間短縮の協力要請を5月6日をもって解除する一方で、県民に対してこれらの店舗への出入りを自粛するように求めた「県民の皆さまへのお願い」は、事業者や県民の皆様には理解しがたい要請として受けとめられていました。

知事自身、この要請の仕方には問題なかったと受けとめられているのか、また今後できるだけ県民にわかりやすい要請に努められることを心がけていただきたいと思います。御所見をお聞きします。

最後に、県議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会からの要請と補正予算の関係について知事にお伺いします。

知事は提案説明で、国の補正予算を最大限活用し、県議会特別委員会からの要請や日本銀行高知支店長の御意見なども踏まえながら、スピード感を持って必要な対策を実行してまいりまし

たと述べられていますが、今回県議会特別委員会では、感染拡大の防止、家庭への支援、事業者への支援、感染拡大防止時期における災害発生時の対応、事態収束を見据えた経済対策という5つのフェーズで55項目にわたって要請させていただきました。

しかし、特に急がれるけれども今回の補正予算には間に合わなかったと思われる事項としてどのようなものがあるのか、またそれらは国の2次補正予算を活用したり県単独でも具体化を図ることができるものなのか、あわせてお尋ねをいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず、PCRの検査が今後は今まで以上に受検しやすくなるのか、また学校、福祉事業所、医療機関などの職員が希望する場合に、受検しやすい環境を整備できるのかとお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

PCR検査につきましては、本県ではこれまでも、例えば37.5度以上の発熱が4日間続くといった事例かどうかにかかわらず、医師が検査を必要と判断した場合には漏れなく検査を行うという体制をとってまいりました。今後に向けては、この体制は維持しつつ、感染拡大に備えて、衛生環境研究所にPCRの装置を追加いたしまして最大検査可能件数をふやすということにいたしております。

引き続き、県の医師会などとも緊密に連携をしながら、検査の必要な方が確実に検査を受けられる体制を確保してまいります。

他方、御指摘がありました学校、福祉事業所、医療機関などの職員の皆様におかれましては、職務上多くの方と接する機会がありますために、

人からうつされる、あるいは人にうつしてしまうという不安を抱かれることも多いというふうに思われます。御本人にいつもと違う症状などが感じられた場合には、まずは直ちに出勤などを停止いたしまして、その上で医師の診察を受け検査の可否を判断していただくということが適当であると考えます。こうした職場に関しましては、改めて我々からもその周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、県によります抗原検査あるいは抗体検査の導入についてのお尋ねがございました。

抗原検査は、10分から30分程度の短時間で判定ができることから、感染者を早期に発見することが可能だという長所がございます。しかし一方、PCR法以上にウイルス量が必要となりまして、感染者を誤って陰性と判定する可能性があるとの留意点が指摘されております。このため、抗原検査で陰性と判定された場合には必ず改めてPCR検査を行う必要がございますので、現時点ではPCR検査に代替する検査とはなり得ない状況だというふうに考えております。

ただ、本県のPCR検査能力を上回るほど感染者が大幅に増加するというような事態が今後生じた場合には、感染者を短時間で発見をして早急に接触者調査に着手ができるという観点から、この抗原検査の活用というのが有効だと考えておりまして、必要な場合には臨床の現場で活用できますように体制を整えてまいりたいと考えております。

一方、抗体検査のほうでございますが、これは過去の感染の有無を検査するものでございます。現時点では、新型コロナウイルスに関して再感染しないことを保証するものとはなっていないというのが留意点でございます。このため、PCRの検査が大幅に増加する場合でも、その代替とはなり得ないわけでございますけれども、今後の感染者数の推移など疫学的な流行状況を



把握あるいは推計していく上では意味があるデータがとれるというふうに考えています。

そうした観点から、現在国では、国内の感染状況を把握するという目的で、患者数が多い地域、比較的少ない地域、合わせて1万人程度を対象に検査を行う準備をしていると聞いております。県としても、その調査結果に注目をしてまいりたいと考えております。

こうした各種の検査方法は、今後もさまざまな手法の開発が進むと考えられますので、引き続き情報収集を行いまして、効果的と考えられるものについて導入を積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、文化芸術団体などの事業継続が図られるためのさらなる支援策についてお尋ねがございました。

文化芸術団体の皆様に御活用いただける支援策には、いわゆる持続化給付金や、実質無利子、無担保の融資制度などのほか、国で検討が進んでおります家賃に対する支援制度も加わる見込みでございます。また、県では、主催するイベント等の自粛に伴います県立施設のキャンセル料の免除なども行ってまいりました。

県では、文化芸術イベントなどの開催自粛の長期化によります活動の停滞が懸念されることに鑑みまして、文化芸術の振興に向けた継続的な支援について、国への緊急提言も行ったところでございます。今後、国の第2次補正予算の状況も見きわめながら、文化芸術団体の再開時の活動を後押しできるように、県としても支援策を検討してまいります。

次に、今回の県民の皆様への自粛要請の仕方に問題はなかったのか、接待を伴います飲食店等との関係での御質問がございました。また、わかりやすい要請に努めることへの所見についてもあわせてお尋ねがあったところでございます。

県内の感染状況が予断を許さないという状況の中、県民の皆様には4月9日から、昼夜を問わない外出の自粛を要請いたしました。また一方で、接待を伴う飲食店などの方々に関しましては、事業の活動に対する休業の要請といたしまして、4月24日から5月6日までの期間を区切り、休業要請あるいは営業時間の短縮の協力要請を行ったというところでございます。この接待を伴います飲食店などへの休業要請は5月6日までで解除をするということにいたしましたわけですが、一方では、その解除の時点で、国の基本的対処方針におきましては、国民の皆さん一般への自粛要請の指針として、繁華街の接待を伴う飲食店等については外出を自粛するよう促すといったことが求められていたと、そういう事情が今回ございました。

こうした状況を踏まえまして、店舗の休業という直接的な制限によらなくても、県民の皆さんの側に入入りの自粛を求めることで、いわば段階的に通常の状態に戻すことが適当であるという判断で、休業要請は解除いたしますけれども、あわせて県民の皆様には出入りの自粛を呼びかけるという対応をとったところでございます。ただ、御指摘がございましたように、この呼びかけに対しましては、当の事業者の方々から、それでは実際に営業を行ってよいのかどうか大変わかりづらいというお叱り、御批判もいただいたところでございます。

こうしたことも踏まえまして、今月15日には改めて、県民の皆さんに出入りの自粛を要請する対象を、適切な感染症対策がとられていない飲食店等に限定をするという形で扱いを改めるということでアナウンスをさせていただいたところでございます。今後、こうした要請などが再び必要となった場合には、その根拠、また背景となった考え方についてもあわせて御説明をすることによりまして、今まで以上にわかりや

すく丁寧な説明になるように努力をしまいたいと考えております。

最後に、特別委員会の要請に対しまして補正予算に間に合わなかった事項あるいは国の第2次補正予算の活用などについてお尋ねがございました。

県におきまして、特に急を要します感染拡大防止対策あるいは事業の継続と雇用の維持を図る取り組みなどにつきましては、特別委員会の御要請も踏まえ、できるだけ早く実施をするという観点から専決処分を行いますとともに、今回の補正予算などにより対応をまいりました。

一方で、全国一律で対応すべき家賃などへの助成でございますとか学生の学業継続のための支援などにつきましては、国において対策を講じる必要があると考えまして、国に対しての提言活動を行っております。加えまして、宿泊業や旅行業、運輸業など、特に厳しい経営状況にある事業者への支援につきましては、本県独自でも実施をいたしておりますけれども、財源面での制約があるということも事実でございます。

そのため、全国知事会などとも連携をしながら、国に対して、必要な施策の実施や、あるいは県が行います事業の財源となります臨時交付金の拡充などにつきまして、積極的に政策提言をいたしているところでございます。ちょうどその折、昨日安倍総理が記者会見におきまして、地方向けの臨時交付金の2兆円の増額という方針を発表されたところでございまして、この点は私としても非常に評価ができるものというふうに考えております。

今後、第2次補正予算の動向を注視いたしますとともに、例えば観光振興のための代替的なイベントの開催などにつきましては今回の補正予算で計上が間に合っておりませんので、こうした問題も含めまして、県として必要な対策に

ついてしっかりと検討を重ね、対応をしまっている所存でございます。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、一般の医療機関における院内感染防止策の足並みのそろいぐあいについてお尋ねがございました。

これまで国などから発出された医療機関での感染防止策に関する情報については、更新されるたびに医師会や医療機関にお知らせをするともに、医療用マスクを初めとする感染防護具などの配付を行い、院内感染対策を徹底していただくようお願いをまいりました。こうした取り組みを通じて、幸いなことに、これまで規模の大きな院内感染は発生しておりませんので、一定のレベルで医療機関の足並みはそろっているのではないかと受けとめています。

次に、軽症者等の宿泊療養施設を稼働させる際の従業員を含めた対応や、動線の確認などの訓練についてお尋ねがございました。

現在、今後感染拡大のおそれが生じた際に速やかに宿泊療養施設として受け入れができるよう、公募により民間ホテルを借り上げるための準備を進めています。今後、実際に感染拡大のおそれが生じて借り上げを行うことになった際には、宿泊療養施設として活用したやまもものときと同様、改めて、施設内の区域分けや、療養者及びスタッフの動線の確保、スタッフの感染防止手順の徹底など、運営に必要な事項についてマニュアルを作成し、使用開始前に訓練等を行うこととしています。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) PCR検査に従事する衛生環境研究所職員への特殊勤務手当の特例についてお尋ねがございました。

衛生環境研究所においてPCR検査を行っているほとんどの職員については、もともと病原

体取扱作業に伴う一定の調整額を給料に上乗せしておりまして、国と同様に、これにより対応しているところでもあります。

こうした給与上の措置のない職員については、新型コロナウイルス感染症の特殊性に鑑み、通常の日額290円の感染症防疫作業手当の倍額となる新たな手当を設けることができるよう、現在準備を進めているところでもあります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

**○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君）** まず、大学生への支援に関し、高知県立大学と高知工科大学以外の県内の他の大学ではどのような措置が講じられたのかのお尋ねがございました。

国立高知大学では、本年度第1学期分の授業料の納付期限を5月末日から7月末日に延期した上で、さらに必要が認められる学生には来年3月末日まで納付を猶予するほか、新型コロナウイルス感染拡大の影響で経済的に困窮している学生に対し、返済不要の緊急的な支援金として1人当たり3万円を支給する制度を設けています。また、県内の3つの私立大学においても、個々の学生の状況に応じて授業料の納付期限を延期する対応を行っているとお聞きしております。

次に、奨学金の給付までの間、授業料の納付を猶予するよう県内大学に求められないかのお尋ねがございました。

本年4月からの高等教育の修学支援新制度の運用に当たり、給付型奨学金を申請した学生については授業料の納付時期の猶予など弾力的な取り扱いをするよう、文部科学省から各大学等への依頼がなされています。これを受け、既にそうした対応をされている県内の大学もありますが、今回の新制度の趣旨を踏まえれば、経済的に困難な状況にある学生へのきめ細かな配慮を例外なく行っていただくことが望ましいと考えており、改めて制度の趣旨や文部科学省から

の依頼の内容を周知してまいります。

次に、コロナ禍の特段の配慮として、退学した大学生の復学を認めることはできないかのお尋ねがございました。

県内の大学では、今年22日現在新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済的な事情で退学した学生はいないとお聞きしております。また、影響の長期化により今後退学を考える学生が出てきた場合には、個別の相談により、修学支援新制度や各種の奨学金制度の活用につなげるなど、学びの継続を支援するとお聞きしております。その上で、退学せざるを得ない学生の復学については、各大学の学則によることとなりますが、学生が経済的な理由で修学を諦めることのないよう、学生に寄り添った対応が求められているものと考えております。

最後に、学生支援緊急給付金の周知など、今回のコロナ禍での大学生への支援についてお尋ねがございました。

学生支援緊急給付金制度の創設に関しては、県としましても、学生への早急な支援が行き届く仕組みを設けるよう国への提言を行っていたところです。同制度は今年19日に創設され、既に県内の各大学では学生などへの制度の周知と募集の開始に向けた準備を進められているとお聞きしております。

県としましても、対象となる学生に一日でも早く支給されるよう、各大学と情報を共有し、連携して周知を図ってまいりたいと考えております。

(教育長職務代理者平田健一君登壇)

**○教育長職務代理者（平田健一君）** まず、生徒たちが学校に適應するための支援策についてお尋ねがございました。

臨時休業の長期化により、児童生徒が大きな不安やストレスを抱え、ネット依存などの生活の乱れも懸念されることから、県教育委員会で

は、3月から始まった休業期間中もスクールカウンセラーを学校等に配置しました。また、4月から順次、心の教育センターの日曜日開所や東部・西部地域のサテライト相談活動を開始するなど、児童生徒や保護者に対する相談体制の充実に努めてまいりました。さらに、4月30日には、警察や少年補導センター等の関係機関との会議を持ち、連携してネット依存や非行防止の注意喚起を行うことを確認し、県民に向けたPRも実施してまいりました。

学校再開に当たっては、特に当初の1カ月間は児童生徒が学校生活になれるための重要な期間となります。中でも、不安や悩みを抱えたり不登校傾向にある児童生徒にとっては大きなストレスがかかることが懸念をされます。このようなことから、県教育委員会では、市町村教育委員会や学校を訪問し、子供たちの心理面の把握ときめ細かな支援策について協議や依頼を行っているところでございます。

こうしたことから、各学校では再開時に、心と体の健康アンケートや学級担任及びスクールカウンセラーによる面談などを実施し、児童生徒の悩みや不安等の把握に努めています。また、小中学校においては、本年度から職務として位置づけた不登校担当教員が中心となって、家庭や子供の状況について情報を収集し、いつまでに誰が何をするか確認するなど、組織的な支援を行っているところです。

今後、県教育委員会としては、学校再開後の1カ月間の欠席状況等に関する調査を実施し、その結果に基づいた取り組みや支援のあり方について、市町村教育委員会や学校とも連携・協議して、必要な支援策を講じてまいります。

次に、厳しい環境にいる子供を中心に、学びの保障をどのように実現するのかのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業期

間は、学校や市町村で差があるものの、4月以降、市町村立学校では最長26日間、県立学校では最長27日間となっております。これに伴う学習のおくれを、過度な詰め込みを避けつつ取り戻すために、各学校は学校行事の見直しや長期休業期間の短縮などの工夫をして、授業時数の確保に努めています。加えて、県教育委員会では、子供たちが主体的に考え、学力をつけ、定着させることができるよう、わかる授業づくりについての指導事例を小中学校に配信するとともに、県立学校の授業内容の重点化や指導計画の見直しを図っています。

また、臨時休業期間中においても、各学校では学校再開後を見据えて、規則正しい生活習慣を維持しつつ学力が保てるよう、学習計画に基づく課題を提示するとともに、定期的な電話連絡や家庭訪問を行ってまいりました。さらに、登校日を設け家庭学習支援を行うなど、学習の歩みをとめない取り組みが行われてきました。

県教育委員会においても、今年度から、一人一人の学びに応じた授業を実施していくため、デジタル社会に対応した教育のデジタル化の推進を教育大綱の柱に位置づけており、今回の休業で、全校種において学習支援動画を作成し、配信してきました。一人一人の学びに応じた学習をICTにより充実させるとともに、休業時に家庭において環境が整っていない児童生徒に対しては、例えばパソコン室を開放したりタブレット端末等を貸したりするなどの対応により、厳しい環境にあっても学びが保障できるように取り組んでまいります。

次に、教職員のストレスや働き方の負担などの解消のためのサポートについてお尋ねがございました。

学校休業の長期化に伴い、時間外在校等時間は減っておりますが、一方で電話や家庭訪問による児童生徒のケアや自宅学習のための課題の



作成など、日常とは異なる対応が求められ、教職員もストレスがあったと思います。また、学校の再開後、授業のおくれを取り戻そうとして、焦りや疲労感等を感じる教職員もいるのではないかと考えております。

このため、県教育委員会では、学校での悩みなどを気軽に相談しやすいように、公立学校共済組合が実施している電話相談や臨床心理士による面談等、各種相談窓口の周知を行うほか、今年度からはメンター制を中学校にも拡大し、教員が一人で悩まず組織で対応していけるよう、チーム学校の取り組みをさらに充実していくことにしております。

また、毎年県立学校の教職員を対象にストレスチェックを実施しておりますが、今年度は実施時期をおくらせ7月上旬から実施することで、授業を再開し一定期間を経過した時点でのストレスの状況を確認できるようにしております。なお、市町村立学校の教職員に対しては、市町村教育委員会がストレスチェックを実施することになりますので、参考となる情報の提供や助言を引き続き行ってまいります。

今後、授業のおくれを取り戻すことが必要となりますが、一方で働き方改革における業務の効率化、削減の取り組みとして、今年度は、夏期休業中における集合研修の大幅な削減や、調査、照会の精選及び見直しを図っています。さらに、休業に伴う授業時数の確保のために、研修のオンデマンドへの変更や、一部の中止または延期なども行うこととします。このほか、土曜日に授業を実施した場合には、週休日の振りかえを延長して長期休業期間中等に取得できるよう、現在関係機関と協議をしているところであります。

今後も、教職員が心身ともに健康を維持し、教育に携わることができるよう、心身のケアや健康管理のサポートに努めるとともに、業務負

担の軽減に努めてまいります。

最後に、多様な形態をとりながらも、部活動などの成果の発表の場を設けることができないかとお尋ねがございました。

全国高校総体を初め、県内でも多くの大会が中止をされ、生徒たちの部活動の成果を発表する場がなくなり、生徒の精神的な落胆を考えますと、大変残念に感じているところです。

開催に向けての課題としては、休止していた部活動も再開したところであり、大会の開催までには、生徒の体力や健康・安全面に配慮した十分な準備期間が必要となること、スポーツの特性上3密を避けて実施することが難しい競技や、中央競技団体が実施に制限を設けている競技もあり、現段階では大会を開催することが難しい競技も考えられること、夏休みが短縮される傾向にある中での日程の確保や施設の確保、大会運営に必要な教員や関係者を確保しなければならないことなどが挙げられます。

現在、こうしたことを念頭に、関係機関と、県内イベントの開催基準に沿って日程や会場の分散、競技方法の変更、会場への入場制限等の協議を行うとともに、感染防止対策として公益財団法人日本スポーツ協会が示すガイドラインに基づき、選手、運営者等の健康観察、換気の徹底、用具、手指の消毒方法等についても検討しているところでございます。

県教育委員会では、生徒たちがこれまでの練習の成果を発表できる場となるよう、こうした課題にも対応しながら、体育大会ができる限り開催できるように検討してまいります。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) 休業等要請の実施により影響を受ける事業者も協力金の対象とすべきではなかったかとお尋ねがございました。

今回の措置は、県内の感染事例を踏まえ、接

待を伴う飲食店やカラオケボックス、ライブハウスなどの感染拡大のおそれがある施設に対し休業を要請したものです。加えまして、居酒屋や料理店などの飲食業については、休業までは求めず、人と人との接触を減らす、あるいは夜間の酒席の場を減らすといった、感染リスクを減らすとの観点から、営業時間の短縮をお願いしたものでございます。

一方、こうした休業や営業時間の短縮により、タクシー事業者や運転代行業者を初め、食材や酒などの仕入れ、あるいはおしぼりの納入など、さまざまな事業者の皆様が間接的な影響を受けておられます。今回は、こうした影響を受けることへの補填ではなく、あくまで休業等の要請に応じていただいた協力金としてお支払いをするものでございます。

事業者の皆様におかれましては、持続化給付金などの国の制度や県の融資制度、また市町村においてもさまざまな支援制度がございますので、まずはそれらの活用を御検討いただきたいと思えます。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) 今後、緊急事態宣言が発せられた際には、パチンコ店など休業要請の対象を拡大することはできないのかとのお尋ねがございました。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請につきましては、県民の皆様々の社会経済活動への制約を最小限にとどめたいとの思いのもと、本県の感染事例の実態を踏まえ、できる限り対象施設の絞り込みを行いました。このため御指摘のパチンコ店につきましては、全国的にも感染事例が確認されていないことから、他の遊技施設も含め、休業の要請は行わないことといたしました。

今後も、特措法に基づく休業要請など感染拡大防止のため経済活動に制限をかけざるを得な

い状況となった場合には、県内の感染事例や国の基本的対処方針などを踏まえ、要請の対象を判断してまいりたいと考えております。

○32番(坂本茂雄君) どうもそれぞれに御答弁ありがとうございました。

大変厳しい中で、県の職員の皆さん、知事を先頭にこの間御奮闘されてきたことはよくわかるわけですが、1つは、冒頭に知事がお答えになられたいわゆるPCR検査の関係、医師が必要と認めたものを断った事例はないというふうな答弁があったわけですが、医師が必要と認めるかどうかの以前の段階で目詰まりを起こしている部分というのがあるのではないだろうかというふうなことを、検査を受けられなかった方からの声として聞くわけですが、そういった意味でも、その医師が判断するのにちゅうちょしない、そういう判断を求められるような、そういったことも県としてこれから働きかけていただけたらというふうに思いますが、その辺について知事のお考えをお伺いしたいと思えます。

そして、休業要請協力金の問題にしましても、今回の補正予算で出されている観光リカバリーキャンペーンの事業対象の問題にしましても、やはりどこかで線を引かないかというのは確かにあるだろうというふうに思えます。しかし、その線を引くときにどういうスタンスで線を引くのかというふうなところはやはり十分に検討していただきたいというふうに思いますが、この点についてそれぞれ知事にお伺いをいたしまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。

○知事(濱田省司君) 坂本議員の再質問にお答えいたします。

まず、PCR検査についてでございます。

今回の感染の経過を振り返りますときに、特に初期におきましては、PCR検査の対応体制

といいますか、処理可能な件数も非常に全国的に限られているという状況がある中で、特に一部には検査の抑制に働くような働きかけが行われていた傾向があるということも事実ではないかと思えます。その点は、ある意味反省にも立ちまして、我々といたしましても、検査のキャパシティをふやしていくことで、衛生環境研究所の陣容も充実をしていくということにさせていただいております。

また、一定こうしたことでコロナウイルスに対する経験も積み重ねてきたわけでございますので、そういった状況も踏まえまして、ただいま議員から御質問ありました、医師においでの確な判断がいただけるようにという観点につきましては、今後さらに医師会などを通じまして我々からもお願いをしていくことで努めてまいりたいと考えております。

2点目が、協力金の対応などの線引きについての考え方ということでございます。

御指摘いただきましたように、こうした支援措置、あるいはこれと表裏の関係になりますけれども休業の要請等、事業者の方々をお願いするに当たりましては、行政としてお願いをする以上、一定の線引きというのはどうしても不可避でございます。そうした中で、その境界にある事例の事業者の方々あるいは関係の方々から、非常に残念な思いをお聞きしたり、あるいはお叱りをいただいたりということは間々あるわけでございます。

我々としましては、できるだけそうしたことがないように、このさまざまな支援措置あるいは休業の要請等に関しましても、その考え方をしっかりと整理をし、また明確に説明をし、また粘り強く御説明をしていくということに精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩



午前11時45分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑を続行いたします。

33番岡田芳秀君。

（33番岡田芳秀君登壇）

○33番（岡田芳秀君） 日本共産党の岡田芳秀です。会派を代表しまして、提出議案に対する質疑を行います。

初めに、新型コロナウイルスで闘病中の方々に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い御回復をお祈りいたします。また、医療機関、介護・保育・福祉職場、物流やスーパーなどライフラインを支えている皆様、また対策に当たっておられる皆様に、心より敬意と感謝を申し上げます。

幸い高知県では、4月29日以降新型コロナウイルスの新たな陽性反応は出ておりません。このまま事態が収束をすればいいのですが、決して油断はできません。昨日、全国的に緊急事態宣言が解除されましたが、あくまで小康状態だと見ておくべきだと考えます。今やるべきは、人間の体でいえば、この間に消耗した体力を回復し、次の感染の波に備えることではないでしょうか。具体的には、検査体制の拡充、医療体制の整備、そしてダメージを受けた暮らしと営業への補償です。言いかえれば、医療、暮らし、経済の基礎体力の回復です。以上のことが土台となつてこそ、今後の経済回復の施策も効果を上げることができると考えます。

今回提案された5月補正予算案を見た場合、どちらかといえば、国の施策に沿った形で、今後重点が置かれているように見てとれます。補正予算案編成の前提となる県内の新型コロナ

ウイルス感染症の現状をどう認識されているのか、経済対策の土台となる感染症への備えをもう少し重視すべきだと考えますが、知事の所見をお聞きいたします。

その上で、検査と医療の強化についてお聞きします。

日本のPCR検査は他国に比べて桁違いに少なく、感染の実態が正しくつかめないとの指摘があります。全国では、PCR検査までたどり着けず症状を悪化させた事例が多く報告をされています。厚労省は、37.5度の熱が4日間続いたらという、相談と受診の目安を見直しましたが、速やかに検査が実施をされ、治療が受けられるようにしなければなりません。

高知県では、PCR検査機器を当初の1台から2台に、そして今後3台にふやし、最大216検体の検査ができるようになります。しかし、実際にはピーク時でも1日91検体、ピークを過ぎた後は1日10検体前後の検査数です。厚労省の当初の目安によって、検査が絞り込まれたのではないかと考えます。

医師が必要と認めた場合、速やかに検査ができるようになっていくのかどうか、また衛生環境研究所では検査機器がフル稼働した場合に人員の手だてができていくのかどうか、健康政策部長にお聞きをします。

また、発熱をした場合の外来診療の体制や、入院先の病院や病床の確保はできているのか、健康政策部長にお聞きします。

地域の医療現場は、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況に置かれています。高知保険医協会が4月下旬に196件の医療機関に行ったアンケートでは、地域の医療現場の厳しい実情が浮き彫りになっています。経営上、外来受診者の激減で半年もたない、スタッフ不足に拍車がかかったなど、厳しい声が寄せられています。

防護具については、マスクは一定量供給され

るようになったものの、防護服、フェースシールドなどの不足が続いているといます。地域の医療機関がなくなることは、地域医療の崩壊に直結します。地域の病院、診療所にも、防護具が早く供給されるようにしなければなりません。

医療機関を対象とした、財政的支援も含めた独自の支援策も必要です。県の対応と決意を健康政策部長にお聞きします。

医療機関とあわせて、介護施設での感染を防止することも極めて重要です。介護事業所のデイサービスや訪問介護での感染防止対策を支援し、利用者の命と健康を守る介護サービスの基盤をしっかりと守ることが必要です。そのためにも、感染の疑いのある利用者への対応などコロナ対策を介護事業所任せにせず、市町村や保健所が相談に応じる体制をつくり、支援をすることが大切です。介護労働者も利用者も、感染の疑いのある場合は必ず検査を行い、安心して介護が続けられるようにしなければなりません。

医療従事者、介護職員、介護サービス利用者の抗体検査やPCR検査の必要性に対する所見を健康政策部長にお伺いします。

また、介護施設、事業所に対して、マニュアルの作成、消毒用アルコールや防護服などの優先的支給など、感染症対策をどう支援していくのか、地域福祉部長にお聞きします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けている県民の暮らしと営業への支援策についてお聞きします。

まず、高知県休業等要請協力金についてです。高知県では、4月24日から大型連休の終わる5月6日まで、感染リスクの高いとされる接待を伴う飲食店やカラオケボックスといった遊興施設を対象に休業要請しました。また、接待がなくても酒類を提供する飲食店などには、夜間の営業時間の短縮を求めました。この間、県の要



請に応じた中小企業と個人事業主に一律30万円の協力金を支給する——内訳は、県20万円、市町村10万円——ことになっています。

協力金の申請書類の提出期限は6月15日ですが、3,100件余りの申請があったということですが、これまでの審査の結果、不支給となったケースがあれば、その件数と理由について商工労働部長にお聞きします。

そして、御協力いただいた事業者には速やかに支給されるよう要請します。

高知県は今年14日、国の緊急事態宣言の対象から解除されたことを受けて、県民に求めている接待を伴う飲食店などへの出入りの自粛について、適切な感染防止策を講じている店については対象としないことを決めました。一方、営業を再開した事業所には、従業員のマスク着用といった感染防止の対策を求めています。

5月補正予算案には、感染症対策や新サービスの展開等、新しい生活様式の実践に要する経費を支給することが盛り込まれていますが、補助対象が5者以上のグループなどに限定をされています。一方、県の自粛要請が解除された後も休業を続けた事業者もあり、感染リスクへの備えに取り組んでいる事業者もあります。

こうした事業者も含めて、業種を問わず、事業者個々の取り組みにも支援が行き届くようにすべきと考えますが、県の考えを商工労働部長にお聞きします。

次に、持続化給付金についてお聞きします。

政府・経済産業省は、感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える返済不要の給付金として持続化給付金を支給します。給付額は、中小企業等は200万円、個人事業者等は100万円です。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、フリーランスを含む個人事業者など幅広い業種で、事業収入を得て

いる法人、個人が対象となります。

ところが、自分が対象かどうかわからないという方もいます。申請する上で大きなネックとなっているのは、手続が全て電子申請となっていることです。パソコンやスマホが使えないと、そもそも申請できません。使える人でも、書き込みの途中で失敗をして諦めたという人もいます。

国は、申請サポート会場を県下6カ所に設けて対応していますが、県東部は安芸市だけです。県東部に増設するよう国に求める考えはないか、商工労働部長にお聞きをします。

申請書類の作成では、前年度と比較して月々の収入が減ったことを示す記入がわかりにくいという御意見を伺います。確定申告書の提出を求められますが、白色申告、青色申告を問わず、確定申告書に収入金額の記載がされていないことのみをもって給付決定をしないというような運用がなされています。収入金額の記載がない確定申告書であっても、正当、適法なものです。収支内訳書や売上帳等で前年売り上げを確認する方法も採用すべきです。

持続化給付金の申請については、給付に該当する中小法人、個人事業者を誰ひとり取り残さないようにしなければなりません。国に対して、手続の簡素化、紙媒体による申請も含めて、より柔軟な対応を求める考えはないか、知事にお聞きします。

持続化給付金は、前年同月比の売り上げ50%以上減が要件となっています。しかし、40%減でも30%減でも、経営が苦しいことには変わりはありません。

県として、50%未満の売上減少率であっても感染症の影響を受けている事業者を対象とする県独自の給付金を創設し、支援対象を拡大する考えはないか、知事にお聞きをいたします。

次に、県内学生への支援についてお聞きしま

す。

日本民主青年同盟高知県委員会が取り組んだ県内学生の実態調査によれば、感染症の影響でアルバイト収入が減るなどして学費・生活費負担が逼迫し、また精神的にも不安定な状態に追い込まれていることが浮き彫りになっています。コロナ禍によって一人の学生も学業を断念してしまうことがないようにしなければなりません。早急に、大学や専門学校の協力のもと、学生の生活実態を把握するよう県に求めます。

県内の大学や専門学校が学費減免や学生への給付金の支給などを実施できるよう、県の支援が必要と考えますが、知事に所見をお聞きいたします。

政府は学生支援策を決めましたが、給付金の支給対象となる学生は約1割にすぎません。困っている学生はもっと多くいます。現金給付だけでなく、学費の引き下げや延納、家賃補助など、必要な学生に行き届く支援策を政府に強く求めていただくよう、知事に要望します。

次に、県立学校の再開についてお聞きします。

全ての県立中学校・高等学校・特別支援学校が、昨日再開をされました。生徒の健康を守り、学習環境を整え、教職員の健康を守ること、保健室等の必要な対策や非接触型体温計の配備など、新型コロナウイルス感染症にどういう対策をとっているのか、教育長職務代理者にお聞きをします。

最後に、いわゆる出口戦略についてです。

新型コロナウイルス感染症の次の波に備えつつ、高知の経済回復をどう図るか。まず、県内の経済活動を回復させつつ、全国へ働きかけることになると考えます。まずは足元を固めることが大事です。全国的な感染収束には、ワクチンができるまでもう少し様子を見なければならぬという指摘もあります。

その際、コロナ感染症対策との関係で、文化、

スポーツなどのイベント開催にどういう基準を設けてどう取り組んでいくのか、文化生活スポーツ部長に考えをお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が示されました。高知県は約53億円です。長期的な対策が必要であり、国に対して増額を求める考えはないか、知事にお聞きをしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 岡田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県内の新型コロナウイルス感染症の現状認識と、経済対策の土台となります感染症への備えについてお尋ねがございました。

県内の感染状況につきましては、この間、事業者の皆様あるいは県民の皆様が一丸となって休業や不要不急の外出自粛などに取り組んでくださいました結果、現在は落ちつきを見せているものと捉えております。

一方、こうした感染状況が落ちついている間に、次なる感染拡大に備えまして、検査体制の充実と医療提供体制の強化に最優先で取り組んでいくということが重要だと考えております。そのため、可及的かつ速やかに対策を講じる必要があるものについては補正予算を専決処分させていただいております。

具体的には、PCRの検査体制をさらに強化するためPCR装置を追加し、1日当たりの最大検査可能数をふやすこととしております。また、簡易陰圧化装置の整備あるいは入院患者を受け入れるための空床補償などによりまして、入院協力機関におきます医療提供体制の一層の充実を図ることといたしております。さらに、提出しております今回の補正予算案には、常に感染リスクのある中で懸命に治療等に当たっておられます医療従事者への、新型コロナウイルス感染症に係ります特殊勤務手当の支給を支援

する経費を計上いたしております。

今後も引き続き、県民の皆様健康と生活を守ることを第一に、必要な対策をちゅうちょなく講じてまいります。

次に、いわゆる持続化給付金の申請に関しまして、柔軟な対応を国に対し求める考えはないかというお尋ねがございました。

国の持続化給付金は、多くの事業者の事業継続を後押しし、地域経済への負の波及を食い止めるため、有効な制度であるというふうを考えております。このため県におきましては、迅速かつ確実に給付をされますよう、関係省庁あるいは県選出の国会議員の皆様方に、手続の簡素化、あるいは電子申請が困難な事業者の方々への支援措置について緊急提言を重ねてまいっております。

今後も、持続化給付金の給付状況を踏まえながら、全国知事会とも連携を図りながら、必要な提言を行ってまいりる考えでございます。

次に、現在の持続化給付金の対象とならない事業者に対します県独自の給付金の創設についてどうかというお尋ねがございました。

県におきましては、持続化給付金の拡充に向けまして、手続の簡素化などに加え、売り上げの減少要件の緩和、あるいは開業間もない方への対応など、事業規模に応じた給付を緊急提言したところでございます。そうした中で、今回の2次補正の中で、開業間もない方への対応ですとかフリーランスの方々への対応、こういったものについては一定措置がとられる方向であるというふうに承知をいたしております。

一方で、高知市を初めとします県内複数の市町村におきまして、国の持続化給付金の対象とならない、売上減少率が相対的に低い事業者の方々に対する独自の支援制度の創設も検討されたり発表されたりという状況にございます。県といたしましては、そうした動きも見据えた上

で、新型コロナウイルスの影響で売り上げが減少いたしました事業者に対しまして、現状に加えてさらにどのような支援が必要かということにつきまして幅広く検討してまいりたいと考えてございます。

次に、大学や専門学校が学費減免などを実施できるようにするための県の支援についてお尋ねがございました。

県内の大学や専門学校では、本年4月からの高等教育の修学支援新制度の活用でございますとか大学独自の取り組みなどによりまして、経済的に厳しい環境にある学生を支援いたしていると承知しております。また、県におきましては、既に創設されました学生支援緊急給付金の制度に加え、各大学などが独自に実施いたします授業料の減免制度への助成について検討されておまして、この2次補正予算の中で方向が出されるということだと承知をしております。

県といたしましては、県内の大学や専門学校に御協力をいただきまして、学生の生活実態あるいは支援の状況などについて、各大学などで把握をされている内容を集約することといたしております。その結果及び国の支援策の動向も踏まえ、さらなる国への提言を含めまして、必要な取り組みを検討いたしたいと考えております。

最後に、国に対しまして地方創生の臨時交付金の増額を求めることについてお尋ねがございました。

本県独自の制度融資にかかります財政負担でございますとか、今後のさらなる感染症対策あるいは経済影響対策の財政需要といったことを考えますと、第1次配分のごございました臨時交付金の額では本県においても全く足りていないという状況でございます。そのため、これまでも全国知事会とも連携いたしまして、国に対して臨時交付金の飛躍的な増額といった提言を重

ねてまいったところでございます。そうした結果もございまして、昨日安倍総理が記者会見の中で、この臨時交付金の2兆円の積み増しという方針を発表されました。この点は、私としても非常に評価できるというふうに考えております。

今後は、総額は確保の見通しが立ったわけですが、各団体の配分の問題がございまして、本県のように財政力の弱い団体におきましてもさまざまな必要な対策を講ずることができるように配慮を求めて、関係の方面に働きかけを続けてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、PCR検査について、医師が必要と認めた場合、速やかに検査ができるようになってきているのか、また衛生環境研究所の人員の手だてはできているのかとのお尋ねがございました。

PCR検査につきましては、これまでも発熱の状況等にかかわらず、医師が診察した結果、検査が必要と判断した場合には漏れなく検査を行う体制をとってまいりました。その上で、これまで1日当たり最も多く検査した件数は91件で、一方それに対して、本県の衛生環境研究所では1日当たり最大で144件の検査が可能であり、これまでのところ必要な検査が実施できないという問題は発生しておりません。ただ、今後患者数が大幅に増加することもあり得ることから、衛生環境研究所にPCR検査機器を1台追加購入することにより、1日当たりの対応可能件数を216件に強化することとしています。

また、この間、衛生環境研究所では、職員の研修を行い、人員体制の強化を進めています。当初は8名でローテーションを組んで対応しておりましたが、現在は14名までふやし、さらに6月中には2名増員して16名体制とする予定で

す。その結果、機器の増設による検査能力の向上とあわせて、さらに効率的な対応が可能となる見込みです。

次に、発熱した場合の外来診療の体制や、入院先の病院や病床の確保についてお尋ねがございました。

まず、新型コロナウイルスの感染が危惧される発熱があった場合の外来診療につきましては、現時点で県内の各圏域に20カ所設置している帰国者・接触者外来で行うとともに、一般の医療機関においても御協力いただいております。一定必要な診療を行う体制は確保できていると考えています。

また、入院先の確保につきましては、今後の波に備え、これまで以上の患者数の増加にも対応できるよう、本日までに全部で166床を確保しております。これまでの県内の患者数や入院日数等からすると、こちらも一定程度確保できていると考えています。加えて、新たな宿泊療養施設の確保に向けた準備も進めているところで

す。次に、防護具の早期供給や、医療機関を対象とした財政的支援も含めた独自の支援策も必要ではないかとのお尋ねがございました。

まず、医療機関における感染防護具につきましては、これまで国及び県から医療用マスク約100万枚を順次配付するとともに、病院の在庫調査に基づき、備蓄状況が逼迫している医療機関に対しては緊急的に配付をしています。

県としましては、4月に専決処分いたしました補正予算などを活用し、不足しているN-95などの高性能マスクや医療ガウン、フェースシールドなどを中心に、感染防護具の確保と安定供給に引き続き努めてまいります。

次に、感染症指定医療機関や入院協力医療機関、帰国者・接触者外来など、新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わっている医療機関



に対する財政的支援につきましては、診療に必要な施設・設備の整備にかかる費用の支援や、医療従事者に対する手当の支給への支援などを行うこととしています。あわせて、一般の医療機関も含めた経営上の支援につきましては、新型コロナウイルス感染症対応資金による利子補給や保証料の減免のほか、新型コロナウイルス感染症患者の発生により休業した医療機関が再開するために必要となる消毒費用等の補助を行うこととしております。

最後に、医療従事者、介護職員、利用者の抗体検査やPCR検査の必要性についてお尋ねがございました。

医療従事者や介護職員、またその施設の利用者のPCR検査につきましては、院内感染を防ぐとともに、施設の利用者の命と健康を守る上でも、医師の診察で感染の疑いがあるとされた方の検査は確実に実施する必要があると考えています。県ではこれまでも、医師が検査を必要と判断した場合には漏れなく検査を行う体制をとってまいりました。今後も引き続き、この体制を維持してまいります。

他方、抗体検査は、一般的には過去の感染や免疫力の有無を調べるものですが、現時点で、新型コロナウイルスに関しては陽性であれば再感染しないということを保証する報告はございません。今後、こうした点が明らかになって臨床現場で活用できるようになれば、医療従事者や介護職員、利用者のほか、多くの人にとって安心感を与えるものになると考えられますので、国の動向を注視してまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** 介護施設等における感染症対策への支援についてお尋ねがございました。

介護施設等における感染症対策につきましては、国が示している施設向けのマニュアルに基

づく手洗いや手指消毒などの対応に加えて、発熱等の症状がある職員は出勤を行わないことや、緊急やむを得ない場合を除き面会を制限することなど、感染防止対策の徹底について依頼しているところです。さらに、本県への緊急事態宣言の発令に伴い、デイサービスなどの事業所では、クラスター発生リスクを軽減する観点から、自宅等で過ごすことが可能な利用者については通所利用の自粛に協力を求めている対応を行っていただきました。

このような中、介護施設等では、サービスの利用を控えている方の自宅を訪問して支援を行うなど代替のサービスを含めて、適切なサービスの提供に努めていただいております。県では、こうした介護施設等の感染防止対策を支援するため、衛生用品の確保に努め、これまでにマスク約74万枚や消毒液を施設に配付してきました。また、フェースシールドや手袋などの防護具についても、必要な施設に迅速に配付できるよう県で備蓄しているところでございます。

今後におきましても、介護施設等の御意見をお聞きしながら、感染防止対策の支援に努めてまいります。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○**商工労働部長(沖本健二君)** まず、休業等要請協力金の不支給の状況についてお尋ねがございました。

協力金につきましては、昨日までに申請のあった3,128件のうち1,567件の審査を終了し、このうち18件の申請に対しまして不支給とする決定をしております。不支給のケースは、従来の営業時間が17時までの喫茶店など、今回の休業または営業時間短縮の要請の対象とならない施設からの申請がほとんどということになっております。

次に、新しい生活様式の実践に要する事業者個々の取り組みに対する支援についてお尋ねが



ございました。

事業者各自の取り組みに対しては、国において通常枠とは別に特別枠を設けている小規模事業者持続化補助金や、いわゆるものづくり補助金等による支援がなされることになっております。加えて、県内の市町村においても、個々の事業者を対象としたさまざまな支援の動きが出てきております。そのため県といたしましては、商店街や業種別の協同組合など一定のまとまりのあるグループが共同して行う取り組みに対しまして支援対象とさせていただいたところでございます。

今後も、国や市町村独自の支援策を踏まえながら、県内事業者のさまざまなニーズをお聞きすることで、効果的な支援制度を構築してまいりたいと考えております。

最後に、持続化給付金の申請サポート会場の増設に関するお尋ねがございました。

持続化給付金の申請サポート会場については、県内では商工会議所内のスペースをお借りしておりますことから、高知市以外では西部に4カ所、東部に1カ所のみとなっております。国では、申請サポート会場が設置されない地域にはキャラバン隊を派遣して申請をサポートするとしておりますけれども、一時的なキャラバン隊の派遣では十分な対応ができないことも予想されます。

このため、県としましては、東部地域に限らず県内各地に申請サポート会場が増設され、きめ細かな対応が可能となるよう、国に要請をしております。

(教育長職務代理者平田健一君登壇)

○教育長職務代理者(平田健一君) 県立学校における新型コロナウイルス感染症への対策についてお尋ねがございました。

県内での新型コロナウイルスの感染状況が落ちついてきたことなどから、県立学校では5月

25日から全ての学校を再開しています。学校再開に際しては、文部科学省の通知等に基づき、さまざまな感染予防対策に取り組んでいます。

具体的には、養護教諭を中心とした感染予防体制を整え、児童生徒や教職員の健康状態の把握、手洗いやマスク着用の指導、手でよくさわる場所の消毒や換気など、学校全体で可能な限り感染リスクを下げる取り組みを徹底し、学習環境を整備しています。また、マスクや消毒液、非接触型体温計につきましては、各学校の規模に合わせた必要数を、国の制度を活用して全校に整備することとしています。

特別支援学校では、スクールバスでの3密状態の緩和を図るため、スクールバスを増便するなど、乗車人数の調整を行っております。また、障害の状態や特性に応じた感染症予防対策が必要なことから、例えばマスクの着用では相手の口の動きが見えないとコミュニケーションがとりづらい高知ろう学校の児童生徒に対して、教員がフェースシールドを着用するなど、さまざまな工夫を行っております。

今後、再び感染の流行も懸念されることから、学校医など専門家と連携し、各学校における新型コロナウイルス感染症への対策を徹底してまいります。さらに、児童生徒が感染症を理解し、感染リスクを認識した上で、みずからの健康を守ることが重要となりますことから、新しい生活様式で示された一人ひとりの基本的感染対策、日常生活を営む上での基本的な生活様式などを実践できるよう、学校においても指導してまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 文化やスポーツなどのイベントの開催の基準と取り組みについてお尋ねがございました。

本県では、県民の皆様に対しまして、今月末までの間、50人以上のイベントなどの開催、参

加の自粛をお願いしているところです。来月以降のイベントなどにつきましては、昨日変更されました国の基本的対処方針を踏まえ、県の新型コロナウイルス感染症対策本部において、県内の感染状況などに応じた対応方針を検討しております。

また、イベントの開催に当たりましては、引き続き待合場所などにおける密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気など、適切な感染防止策を実施していただくようお願いしてまいります。

○33番（岡田芳秀君） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

検査についてですけれども、日本医師会が5月13日付の報告書で、PCR検査は医療と社会経済を維持するための社会的基盤と認識をすべきだという提言をされております。医療と社会経済を維持するための社会的基盤ということで、検査の重要性を指摘されています。感染の全体像をつかむ上でも、あるいはリスク管理の上でも、検査は非常に大事だというふうに思います。状況が落ちついている今こそ、第2波に備えて、検査体制そして医療体制の整備と機能の強化を図っていくことが大切だと思います。

先ほど、病床確保で166床確保されていると御答弁がありましたけれども、厚生労働省が示した計算式により算出されたピーク時の1日当たりの患者数と比べると、やはりまだ足りないというふうに認識をします。そういう点でも、一定の手だてがなお必要だというふうに思います。

また、暮らしと営業に対する保障については、協力金や給付金が早く手元に届くようにしなければなりません。業務に当たっている皆さんは大変だと思いますけれども、暮らしも営業も待たなしの状態です。スピード感を持って取り組んでいただくように、なお要請をさせていただきます。また、学生の5人に1人が退学を検討

するというような非常に衝撃的な報道もありましたけれども、希望を持って頑張っておられる学生の皆さんが学業を断念するようなことがないように、引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

そして、今回の支援策にのらない、漏れてしまう事業者等もあります。高知県でも、体験型観光事業者への支援が届いていないというような報道もありましたけれども、業種や業態によっては影響のあらわれ方もいろいろ変わってくると思います。一定長期にわたる経済的影響を前提とした事業と生活への支援がなお必要だというふうに思います。国の動向も見ながら、県としてでき得る限りの支援策を引き続き検討して取り組んでいただきますように要請をしまして、そして私たちも県民の皆様の御要望にお応えできるように頑張る決意を申し上げまして、質疑を終わります。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午後0時22分休憩



午後1時20分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑を続行いたします。

23番西森雅和君。

（23番西森雅和君登壇）

○23番（西森雅和君） 公明党を代表して、知事初め執行部に質問をいたします。

高知県においては、4月30日以降、新型コロナウイルスの感染は確認されておりません。しかしながら、緊急事態宣言が解除されたことにより、再び多くの人々が動き出すと、次の波、そしてそのまた次の波が心配されるところであります。公衆衛生研究の専門家は、ウイルスとの

闘いは長期戦で、野球に例えると1回の表裏が終わったぐらいでしかないとも述べています。

今後、我が県においても、ウイルスとの長い闘いを覚悟して、医療体制や検査体制のさらなる充実を図っていかなくてはなりません。あわせて、さまざまな経済活動の回復も図っていかねばなりません。特に、観光・飲食・運輸関連など、壊滅的な状況にある分野の支援は喫緊の課題であります。中でも、裾野の広い観光需要の早期回復は、飲食や運輸などの回復にも連動していきますので、県経済の浮揚にとっては大変重要であります。

そこで、知事にお伺いいたします。今後、本県の観光需要の早期回復を図る高知県観光リカバリー戦略を策定するとしていますが、その戦略とはどのようなものなのか、観光需要早期回復への決意とあわせてお聞きをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会では、さまざまな業界団体の皆様から御要望をお受けいたしました。高知県旅館ホテル生活衛生同業組合の藤本理事長が涙ながらに訴えられる姿に、特別委員会の一員として胸が締めつけられる思いでありました。そして、この今の窮状を何とか乗り越えられる支援策はないものかと思ったところであります。

そこで、宿泊業界の今を乗り越える支援策として、具体的な提案を1つしたいと思います。それは、県が、ホテルや旅館から、将来使用できる宿泊券を今事前にたくさん購入するということでもあります。そして、その宿泊券を、コロナウイルスが落ちついた時期の繁忙期でないときに、例えば2泊する宿泊客に県が購入した1泊分の宿泊券をサービスでお渡しし3泊してもらい、また4人以上宿泊する家族やグループにももう1名分の宿泊券をサービスするというものであります。

これは、今収入がないホテルや旅館への緊急

的な財政支援にもつながりますし、将来宿泊数や宿泊人数がふえるということは、飲食の増加や土産物の購入などの経済波及効果にもつながります。ぜひ検討していただきたいと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、知事の給与についてであります。知事は、今月分の知事給与の全額を返上する条例議案を提出しました。私は、新型コロナウイルスによって県経済に大きな影響が生じているということを考えると、使い道が不明確な給与の返還よりも、その全額をウイルス感染で苦しんでいる高知の町のために使うというやり方もあったのではないかと思ったりします。

今は無理かもしれませんが、感染がおさまった後、知事が——時間はかかるかもしれませんが、町に1カ月分の給与全てを積極的に還元していく。そのときは、1人ではなく、県職員などと一緒に還元していく。このことによる波及効果はさらに広がります。当然、割り勘で。町のお店も、どうすれば知事たちに来てもらえるかと、サービスを向上させ、磨き上げる努力をする。このようなことによって、町が少しでも元気になり、前向きになることができれば、すばらしいことだと思います。

そこで、使い道が不明確な給与の返還よりも、1カ月分の給与全てを新型コロナウイルスで苦勞している町のために使うというやり方もあったのではないかと思います。知事はそのようなことをお考えにならなかったのか、お伺いをいたします。

感染症重症者への対応を充実させるには、中等症者、軽症者及び無症状者の対応が大切であります。今回のウイルス感染症は、感染早期の段階で比較的症状が軽くても、突然病状が急変して重症化する場合があります、重症化する際には血中酸素飽和度が低下すると言われております。この重症化の兆候を素早く察知することが、重

症化対策として重要となります。そこで力を発揮するのが、動脈血中酸素飽和度を測定する機器、いわゆるパルスオキシメーターであります。

我が県においては、中等症者、軽症者、無症状者は、入院協力医療機関や軽症者等宿泊療養施設やまもも、そして受け入れホテルでの療養となっていますが、重症化の目安がわかるとされるこのパルスオキシメーターが、中等症者、軽症者、無症状者が療養するこれらの施設に十分に配置されているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

さて、何といたっても待たれるのは、治療薬とワクチンの開発であります。しかし、治療薬やワクチンの開発には長い時間がかかります。日本国内での普及は来年以降になるのではないとも言われています。そこで期待されるのが、ほかの病気の治療薬に使われ一定の安全性が確認されている既存薬の転用であります。

エボラ出血熱の治療を目的にアメリカで開発されたレムデシビルが、今月厚生労働省の特別承認を受け、使用が開始されています。そして、3月議会の質問でも取り上げましたアビガンの観察研究も行われています。

また、重症者への治療薬として、リウマチの薬アクテムラが注目を浴びています。新型コロナウイルスが人に入ると、人間が持っている免疫がウイルスに反応するわけですが、人によってはその免疫がウイルスに過剰に反応することによって、みずからの細胞をも傷つけ、肺や血管などに炎症を起こし、重症化すると言われています。このリウマチの薬アクテムラは、その免疫の過剰反応を抑制する薬とされています。

そこで、健康政策部長に伺います。レムデシビル、アビガン、アクテムラといった治療薬は、感染者や家族が希望すれば投与してもらえるのか、県内感染者への投与実態はどのようになっ

ているのか、また症例の分析はどのようにされているのか、あわせてお伺いをいたします。

さて次に、教育への影響についてであります。本県では、今週から全ての学校において通常の授業が開始されました。しかしながら、今後、児童生徒や教職員など学校に關係する人の中で感染が確認されることも想定しておかなければなりません。

そこで、児童生徒や教職員など学校に關係する人の中で感染者が出た場合の休校等の判断基準がどのようになっているのか、教育長職務代理者にお伺いをいたします。

学校休業の長期化によって多くの児童生徒が自宅学習を余儀なくされ、特に受験生やその保護者からは、学習のおくれや学習環境の格差に対する不安の声もあります。今臨時議会の補正予算では、県立中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒の学習に必要なタブレット端末の整備を大幅に前倒しして、本年度中に達成するとしています。また、緊急時における家庭でのオンライン学習に必要な機器も整備するとしています。いわゆるG I G Aスクール構想の加速化であります。

そこで伺います。いつ来るかもしれないウイルス感染の次の波を考えたとき、今年度整備するとしているG I G Aスクール構想をさらにスピードアップし進めるべきであると考えますが、G I G Aスクール構想の整備を一刻も早く進める上で最も大きな課題は何か。そして、オンライン授業を可能にするには通信環境の整備とあわせて通信費の負担の問題もあると思いますが、これらの解決に向けてどのように取り組んでいくのか、各市町村の小中学校におけるG I G Aスクール構想の整備とあわせて教育長職務代理者にお伺いをいたします。

また、児童生徒の学力確保に向けた対策として、夏休みの対応をどのようにするのか、教育



長職務代理者にお伺いをいたします。

ことしの夏の甲子園大会と都道府県の地方大会が中止となりました。大会の出場を夢見て取り組んできた3年生は、公式戦の出場がこれではなくなったわけであります。中学、高校の3年生にとって、野球に限らず全てのクラブ活動において、3年間の成果の発表の場がことしは失われてしまう可能性もあります。そうなってしまうと、生徒や家族にとって本当に寂しく残念なことになります。

そこで、中学、高校の文化系、体育系ともに、クラブ活動の3年間の成果を発表する場を何とかつくってあげることはできないものかと考えますが、教育長職務代理者の御所見をお伺いいたします。

次に、乳幼児への定期予防接種について伺います。

乳幼児健診や予防接種をおくらせてしまうと、予防できるはずのほかの重要な病気の危険性にさらされるおそれもあります。したがって、できるだけ予定どおり乳幼児健診や予防接種を受けることが望まれます。しかし、新型コロナウイルスへの感染を心配して、子供の定期予防接種をためらう人がいると聞きます。

そこで、健康政策部長に、ことしの乳幼児の定期予防接種実施の実態と取り組みがどのようになっているのか、お伺いをいたします。

最後に、冒頭申し上げましたように、新型コロナウイルスとの闘いは長期戦となります。また、将来今回の新型コロナウイルスとは別の新しいウイルスが蔓延することも考えられます。ウイルスから県民を守るための対策は、常に念頭に置いておかなければならない大きな課題であります。

そこで、知事にお伺いをいたします。県として、新型ウイルス等感染症対策条例といった感染症対策のための条例をつくって、今後の新型

ウイルスを初めとするさまざまな感染症への対策や準備を進めていくことが重要であると考えますが、知事の御所見を伺いまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、観光リカバリー戦略と、観光需要の早期回復への決意についてお尋ねがございました。

観光リカバリー戦略では、観光需要の早期回復に向けまして、事業の継続、観光基盤の維持、観光需要の回復の3つの段階で、その方向性を示したいと考えております。今月末には、第1弾の戦略といたしまして、今般補正予算に計上いたしました当面の施策群を中心にお示しをする予定であります。

まずは、県民の皆様を対象に、県内観光の需要の創出を図るため、観光基盤の維持として、県内の旅行者によります県内モニターツアーの企画や造成を支援いたします。これによって、県内観光施設などへの送客を図りますとともに、旅行会社の事業活動にも役立てたいと考えております。また、観光リカバリーキャンペーン協力金や旅館・旅行業等緊急支援事業費補助金の制度を創設いたしまして、宿泊事業者等の事業環境の整備なども支援したいと考えております。

さらに、観光需要の回復の段階におきましては、国のGo To Travelキャンペーンに連動いたしまして、交通費用を助成する県の施策を上乘せすることで、インパクトを持たせてまいります。その上で、特別経済対策チームでの今後の検討状況も踏まえまして、追加の対策を第2弾として戦略に肉づけしますことで、切れ目なく施策を実行してまいりたいと考えております。

こうした方向性に基きます一連の施策群によりまして、観光を目的とする人の流れをつくり出し、本県観光のチャンスロスから挽回して



まいる所存であります。

次に、旅館、ホテルから宿泊券を事前に購入する手法についてお尋ねがございました。

御提案いただきました趣旨は、先々将来的な宿泊に対しましてあらかじめ県が宿泊券を買い取る、つまり宿泊代を先払いするという形になりますので、旅館、ホテルの資金繰りに効果があるということだろうと思います。この苦境に立ちます事業者の皆様のことをおもんぱかったアイデアだというふうに受けとめたところでございます。

他方で、課題といたしまして、この方式によりますと、各施設の宿泊の収容人員のうちどの程度を買い取るのか、またそれは一部の施設でよいのかといった、線引きの課題などもございます。加えて、買い取る数量に対しまして実際に使われる数量が少ない場合の取り扱いなどの問題も出てこようと思います。

議員の御提言が当面の手元資金の確保ということであれば、まずは中小企業向け制度融資の活用なども御検討いただければというふうに考えているところでございます。いずれにいたしましても、業界の経営を念頭に置かれた御提案をいただいたと受けとめておりますので、例えば国のGo To Travelキャンペーンの中で、旅館、ホテルへの支払いをなるべく早めていただくことはできないかというような点、また県独自としても、旅館、ホテルのおもてなし向上の取り組みにさらなる支援ができないか、どういう支援が考えられるか、こういった点も含めて研究をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、私自身の給与の減額に関しまして、給与の返還よりも、苦勞されている町の皆様のために使うと、地域で消費をするというやり方もあったのではないかというお尋ねがございました。

私は、県民の皆様から負託されました県政の運営において、共感と前進という基本姿勢を掲げております。今こうして、非常に苦しい思いをされている、経済的な苦境に立っている県民の皆様のお気持ちに少しでも寄り添いたいと考えまして、自分自身の給与の1カ月分を返還するという判断をいたしました。これは、私自身の政治家としての姿勢をお示ししたいという趣旨によるものでございます。

一方で、議員の御指摘がございましたように、新型コロナウイルスの感染拡大で大きな影響を受けた飲食業を初めといたします各業種の事業者の皆様方は、大変つらい状況に置かれているわけでございます。こうした方々を支援するために、市中において、地域において積極的に消費を行うということは非常に効果的な経済対策であると思っておりますし、またコロナウイルスに關します対策は、一定収束が見えつつある現段階、また今後、非常に望まれる施策であるというふうにも考えております。

今後、地域経済の回復に向けましては、新型コロナウイルスの感染拡大の収束状況も注視しながら、影響を受けた分野を初めといたします高知県経済の回復につながるような施策を積極的に、かつスピード感を持って取り組んでまいります。また、もちろん私自身も経済をしっかり回していく、地域の経済を元気にしていくという観点から、微力ではございますが、県の職員などとも一緒に、町で、地域で還元ができるように努めてまいりたいと考えております。

最後に、感染症対策のための条例制定を考えてはどうかというお尋ねがございました。

こうした感染症対策に関する条例といたしましては、既に東京都が、東京都の責務、あるいは都民、事業者の方々の責務などを定めた条例を制定されているというふうに承知をいたしております。また、最近では長野県の阿部知事が、

県民の皆さんに新しい生活様式などを呼びかける条例の制定を検討するという考えをお示しになったという報道にも接しております。

言うまでもなく、感染症対策を進める上では、国や県、市町村の行政の施策にとどまらず、県民の皆様のご協力も必要不可欠であります。本県におきましては、今回の感染の事例を踏まえ、県からのお願いあるいは要請に対しまして、事業者の皆様あるいは県民の皆様がしっかりと協力をしてくださって成果を上げてきたということがございます。

こういうことを踏まえ、直ちに条例制定が必要な状況にはないというふうに考えておりますけれども、事態の収束後に一連の感染症対応を検証する必要があると考えております。そうした中で、国の法制の整備の状況も踏まえながら、こうした条例制定の必要性あるいは有効性について研究をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、パルスオキシメーターが入院協力医療機関や軽症者等宿泊療養施設に十分に配置されているのかとのお尋ねがございました。

パルスオキシメーターは、一般の医療機関には広く配備されているものですので、感染症指定医療機関や入院協力医療機関には、入院患者に対応できるだけの十分な数が確保されているものと考えております。一方、宿泊療養施設やまももにおいても、居室数に応じた数のパルスオキシメーターを購入して配備をしており、今後、別途宿泊療養施設を開設する際にも必要なパルスオキシメーターは確保する予定でございます。

次に、レムデシビル、アビガン、アクテムラといった治療薬の県内感染者への投与の実態や

症例の分析などについてお尋ねがございました。

これら3つの薬剤は、日本感染症学会が取りまとめた「COVID-19に対する薬物治療の考え方 第3版」の中で、現時点で日本での入手可能性や有害事象等の観点より以下の薬剤を治療薬として提示するとして中に取り上げられています。

これらのうちアビガンとアクテムラの2薬は、治験や臨床研究の段階にあり、使用に当たっては研究班や臨床試験への参加が必要で、患者や家族が希望すれば使用できるというものではありません。アビガンについては、高知医療センターにおいて、患者の病状や意向等を踏まえ、医師が必要と考えた場合は申請等を行い使用できると聞いており、県内で使用が可能な体制は整っていると考えています。また、レムデシビルについては、今月7日に国が特例承認をしましたが、現在のところ供給数量が限られており、医療機関からの申し出を踏まえ、国が配分を決定することとなっております。

なお、これらの薬剤による症例の分析は、全国規模で研究班や国が実施するものとなります。また、県内感染者に対するこれらの薬剤のこれまでの投与実態やその結果等については、個々の患者の治療内容にかかわることから、患者の了解を得られていないことから、公表は差し控えさせていただきたいと思っております。

最後に、ことしの乳幼児の定期予防接種実施の実態と取り組みについてお尋ねがございました。

乳幼児の定期予防接種については、ワクチンで防げる感染症の発生及び蔓延を予防する上で非常に重要であることから、予防接種を実施する医療機関等において、必要な感染防止策を講じた上で、例年と同様のスケジュールで実施していただくよう、各市町村に対して周知を行っています。

県としましては、各医療機関等において、乳幼児の定期予防接種を行うに当たっては新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、他の患者と接触しないよう時間帯または場所を分ける、器具や従事者を介した院内感染の防止に取り組むといったことに配慮していただくようお願いをしています。保護者の皆様には、こうしたことを十分御理解いただき、接種機会を逃さないよう、お子様への予防接種を受けていただきたいと考えております。

(教育長職務代理者平田健一君登壇)

○教育長職務代理者(平田健一君) まず、児童生徒や教職員など学校に関係する人の中で感染者が出た場合の休校等の判断基準についてお尋ねがございました。

感染症による臨時休業については、学校保健安全法第20条に基づき、学校の設置者が感染症の予防上必要があるときに行うことができるとされています。新型コロナウイルス感染症に関しては、文部科学省からは児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、設置者は学校の全部または一部の臨時休業を実施すると示されています。

県教育委員会では、県立学校において感染者が確認された場合は臨時休業とし、その期間は当面の間、1週間としております。休業期間の短縮や延長、さらに学級閉鎖、学年閉鎖などの範囲については、関係機関と協議の上、総合的に判断してまいります。

また、これまでも学校において、感染拡大を未然に防ぐため、児童生徒に発熱やせきなどの風邪症状が見られるときは無理せず自宅で休養するよう指導しています。教職員については、直接児童生徒に接する立場であることから、同様に自宅で療養するよう指導をしています。さらに、県立学校で感染者が確認された際に、学

校として感染拡大防止に迅速に対応できるよう、対策チームの設置や保健所と連携した濃厚接触の疑いのある児童生徒などへの対応を示した初期対応マニュアルを作成し、周知を図りました。

なお、臨時休業の判断は、市町村立の小学校や中学校などにおいては学校の設置者である各市町村教育委員会が行うこととなりますので、県教育委員会の基本的な考え方を参考としていただくように依頼をしております。

次に、GIGAスクール構想の実現に向けた整備の課題等についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスの再度の感染拡大に備えるため、GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末の整備に要する経費を本議会の補正予算案において提案させていただいているところであり、予算をお認めいただいた後はスピード感を持って取り組んでまいりたいと思っております。一方、今回のGIGAスクール構想については、国の補正予算を活用して全国が同時期に大規模な調達を行うこととなる上に、当初複数年で実現を目指していた計画を、新型コロナウイルスへの対応として本年度に前倒しをして整備することとなった経緯もあり、事業者の供給体制に問題が生じるおそれがあると考えています。

こうした課題の解消に向けて、文部科学省では、交付決定前に全国的な調査を実施し、事業者に対してあらかじめ想定される需要数を伝達すること等を通じて、円滑な供給を実現しようとしているところです。本県としても、先日、県立分、市町村立分、合わせて3万5,000台余りを需要数として報告したところであり、今後も国と連携して速やかに調達を進めてまいります。

市町村立の小中学校の端末整備については、各市町村が行うことが原則となりますが、本県においては小規模な自治体も多く、調達手続の

ノウハウ等が十分でない場合があります。このため、市町村のサポートを行えるよう県が共通の仕様を示した上で、スケールメリットを生かした合同入札を予定しており、希望する自治体に参画していただくこととしています。

今後、学校の臨時休業措置をとらなければならない場合、ICTの活用は学校教育の継続に大きな効果があると考えていますが、各家庭においては通信環境が十分でない場合もあると認識しています。家庭学習におけるICTの活用の充実を図るため、国の令和2年度補正予算に盛り込まれた支援制度を活用し、県立中学校等の希望者に対するモバイルルーターの貸し出しを行ってまいりたいと考えており、5月補正予算案において提案させていただいているところです。今回、モバイルルーターを使用する際の通信費については国の支援の対象となっていないことから、各家庭に御負担をいただかなくてはなりません。今後県としてどのような支援が可能か検討してまいりたいと考えています。

また、臨時休業の趣旨は、学校において密集等を回避し感染拡大を予防することにあります。自宅でICTを活用した学習が十分にできない児童生徒については、個別に学校に登校してもらった上で、学校のICT環境を活用して学んでいただくことも選択肢の一つであると考えております。こうした対応についても、今後各県立学校及び各市町村教育委員会に周知してまいりたいと考えています。

次に、児童生徒の学力確保に向けた対策として、夏休みの対応をどのようにするのかのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症対策による4月からの県内の公立学校の休業日数は、市町村立の小中学校で8日から26日間、県立学校で15日から27日間となっています。このため各学校においては、昨年度末の未学習の内容も含め、学び

の保障をどのようにしていくのかということが重要な課題となっております。

文部科学省においては、子供たちの学びを保障するため、児童生徒や教職員の負担に配慮した上で、夏休みを短縮したり、土曜日を活用し、補充のための授業を行うことなどを可能とする考え方を示しています。本県においても、学校行事等を含めた年間指導計画や家庭学習の見直しが行われるとともに、授業時数の確保のための夏期休業期間の短縮について、多くの市町村教育委員会や学校で検討がなされています。5月20日時点で、市町村立の学校では最大17日間、県立学校では最大14日間の夏休みの短縮が検討されています。

あわせて、市町村教育委員会や学校では、例年実施していた夏休み中の愛校作業や水泳記録会等の行事の見直しも検討されており、児童生徒の学力保障に向けて、授業時数の確保に、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいるところです。県教育委員会としても、今年度は、働き方改革の観点から夏期休業期間中の研修会等を削減しておりましたが、さらに教職員を対象とした研修会等の一部を中止または延期することとしました。

このように、児童生徒や教職員に過度な負担がかかることなく授業時数を確保し、教育活動の計画の見直しと実施が適切に行われるよう支援してまいります。

最後に、中学・高等学校の文化系・体育系クラブ活動の3年間の成果を発表する場についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染拡大のため、全日本吹奏楽コンクールや全国高等学校総合体育大会など、文化系、体育系いずれも、多くの全国規模の大会が中止され、これらの大会を目標に取り組んできた生徒の努力を考えると、大変残念に思っているところです。



運動部活動においては、参加人数や開催方法など多くの課題があり、競技によっては人との接触という特有の課題もあります。これらの課題に対しては、日程や会場を分散させて密を避ける対策を講じるなど、3年生がこれまでの練習の成果を発揮できる場として、県内での競技別の体育大会ができる限り開催できるよう、関係機関と検討してまいります。

また、文化部活動においては、この夏に本県で開催予定の第44回全国高等学校総合文化祭は、生徒の移動を伴わないウェブでの発表、交流による開催とすることを全国高等学校文化連盟が決定し、先日発表しました。開催県である本県では、大会出場に向けて努力を重ねた県内参加生徒たちの活動発表の場を設けるために、県独自の取り組みとして、実施報告発表会の開催などを予定しております。なお、文化部活動の発表機会は、各種の大会などが秋に開催されることから、3年生が発表する場は開かれていますので、室内の換気や器物を介した感染などへの対策を行った上で、大会が実施されるよう、関係機関と検討してまいります。

県教育委員会としましては、県内の感染状況に留意しながら、感染防止対策をしっかりと行って生徒の安全を確保した上で、これまで生徒が仲間とともに取り組んできた部活動のすばらしさを実感できる機会をつくれるよう検討していきたいと考えております。

○23番（西森雅和君） それぞれ御答弁をいただきありがとうございました。

治療薬の答弁もいただいたところでありますけれども、なかなか難しいということがございます。1カ月ぐらい前だったですけれども、ノーベル生理学・医学賞を受賞された京都大学の本庶佑先生が、軽症時にはアビガンだと、重症化するとアクテムラだと、そういうことも言われていまして、素朴な県民として質問させていた

だいたところでありまして。子供と先日話をしていまして、もしお父さんが感染したら、医者に、軽症時はアビガンで重症化するとアクテムラということをお願いしたいと思うと。それで、もしお父さんが判断できない状況のときには、息子にそのことを医者伝えてくれとも言ったわけがありますけれども、なかなかそうはいかないということもわかりました。

あと、2問目の質問はいたしませんけれども、旅館ホテル組合の藤本理事長にも先ほどの提案をお話ししましたら、なかなかおもしろい話ですぬということもいただいたところでありまして。県職員の中にもいろんな発想を持っている方がいらっしゃると思います。そういう方の知恵も集めながら、いろんな支援策をやっているところをいただきたいということをお願いさせていただきます。

そして、知事から、町に還元をしていくという力強い言葉もあったわけですのでございますけれども、ぜひ町に還元をしていく、濱田が参りましたということで町のバージョンも考えていただきたいし、また副知事にも、岩城も参りましたということで町に繰り出していただいて、元気にしていただきますことを心からお願いをいたしまして、一切の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午後2時休憩



午後2時5分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑を続行いたします。

25番大石宗君。

（25番大石宗君登壇）



○25番（大石宗君） 一燈立志の会、大石宗でございます。

冒頭、新型コロナウイルス感染症で、とうとい命を落とされた方に心からの御冥福と入院中の方の早期回復をお祈りするとともに、最前線で御苦勞されている医療従事者の皆様に深く感謝を申し上げます。

また、経済的に打撃を受けている事業者の皆さん、生活が苦しい状態になっている方、現在御苦勞されている全ての県民と寄り添い、ともに乗り越えていくつなぎ役と県議会がなれるよう全力で努力することをお誓いし、議長のお許しをいただきましたので、会派を代表し、議案に対する質問に入らせていただきます。

まず、今議会に提出された補正予算案の中で最も割合の大きい観光予算についてであります。この予算案の多くは、事態収束を見据え、国が号令をかけた後に執行するGo To Travelキャンペーン事業と連動するもので、動きのとまっている観光事業に刺激を与え、消費につなげようとするものであります。いざというときに備えて早目に準備をし、いわゆる弾込めを行うこの動き自体は、観光が重要な経済の基盤でもある我が高知県にとって必要なものだとの評価をしていますが、その上で幾つかの点についてお伺いをいたします。

まず、このキャンペーン関連の予算を執行するには国の号令が必要であり、ちょうど昨日、7月下旬を目指すなどと報道があったところですが、この予算を組む上で前提となつたであろう国のキャンペーンの始動時期について、現在どのような情報を得て予測を立てておられるのか、知事にお伺いいたします。

また、県内観光事業者にとって、キャンペーンは重要な取り組みである一方、先日の県議会特別委員会に参考人としておいでいただいた、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合の皆さんか

らは、莫大な収入減により、かつてない甚大なダメージを受けている、自助努力による経営継続には限界がある、休業、廃業、倒産が現実味を帯びてきていると。先ほど西森議員からも御紹介がありましたけれども、本当に切実な、厳しい、心からの叫びをお伺いしたことを考えれば、不確定要素の多い新型コロナウイルス感染症の状況によりキャンペーンが始まるまでの期間が長引けば長引くほど、その間に経営危機を乗り越えることができない状況ができてしまうのではないかと深刻な懸念も覚えるところであります。県としては、このリスクに対してどう備えるかということが非常に重要であります。

そういった中、3月早々には濱田知事は、これまでにない大胆な融資制度を構え、多くの事業者を救う手だてを迅速に実行されました。これについては、結果的に予想を激しく上回る額の融資が実行されたことで県財政には少なくない負担が生じましたが、全国に類を見ない取り組みによって救われた事業者が多くいることを思えば、知事の勇気ある政治判断に心からの称賛を送るところであります。

その後、国が同様の制度を始めたことをきっかけに県制度は終了しましたが、今補正予算では、国の制度の上限額ではまだ資金不足のある規模の大きい事業者のため、独自の融資制度も準備をされているところであります。

これまでのそうした取り組みについては大いに評価をするところでありますが、一方幾ら金利や保証料がなくても借り入れは借り入れ、将来のことを考えれば、負債をふやし続ける判断には限界もあります。ましてや、旅館、ホテルなどは、客室と従業員の質で勝負する装置産業、労働集約型産業であり、装置産業という面では、客室の数イコール売り上げ、今負債をふやして耐えても、将来客室数以上のリカバリーはなかなかできないこと、同時にこれまでノウハウを

積み重ねてきた人材を手放すことはできないことを考えれば、キャンペーン始動時には主役として活躍してもらわなければならない皆さんがまさに苦しみ抜いている今こそ、さきに委員会で伺った休業、廃業、倒産という事態を引き起こさないためのさまざまな支援を、あらゆる場面を想定しつつ、歩みをとめずに検討していくべき局面であります。特に、観光業の基幹をなす、県組合に加盟する旅館、ホテルのうち、中小事業者の多い県内資本の企業は待ったなしの状態であります。

そこで、こういった事業者の皆さんの事業継続のため、今臨時会に提案された観光リカバリーキャンペーン関連事業と融資制度以外の支援策を行うとすればどういった方法があるのか、これまでの検討状況も含め知事にお伺いをいたします。

次に、あつてはならないことではありますが、万が一廃業や経営破綻が起きてしまった場合、県としてはどう対応するのか、これも知事にお伺いをいたします。

次に、交通費用助成事業についてであります。これは、県外観光客誘客のため交通費の一部を助成する制度で、今補正予算案の中でも最も大きな約7億円の予算を見込んでおり、業界の期待も大きい事業であります。一方、昨日は県境をまたぐ往来自粛については段階的に解除の方針も出ましたが、地域ごとに動向もいまだ異なること、ましてや県外に行こうとのマインドがどう回復していくかも不透明な中で、先行きには一定の厳しさもつきまとうところでもあります。

そのような中、観光の地産地消、つまり県民が県内を改めて知る相乗効果がある上、感染症対策という意味でも、県外観光客よりは安心感のある県内観光客の需要喚起のため、今臨時会ではモニターツアー造成支援事業予算も計上されており、この取り組みには大いに期待すると

ところであります。

加えて、一層の需要喚起を図るため、交通費用助成事業の対象を県外観光客だけでなく県内観光客にも広げるなどの工夫は検討できないのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

次に、観光リカバリーキャンペーン協力金についてであります。先日の報道でも、この協力金は、自然体験観光を支えてくださっているガイドなどの事業者が対象になっていないということが指摘をされたところでありますが、今後の観光需要は、個人から回復する、かつ密を避けることができる自然という2つの側面、そしてこうした事業者さんは小規模経営が多く、厳しい実態もあることを考えれば、対象事業者の追加を心から願うところであります。

今後、こうした事業者を対象として追加する考えはないのか、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、人を呼ぶ政策である観光振興を図る上で重要な感染症拡大防止対策についてであります。大阪府では、不特定多数の人が集まるイベント、店舗等において感染者が発生した場合にQRコードを用いて感染拡大を防ぐための大阪コロナ追跡システムを今月末までに導入するとされていますが、長期戦になる新型コロナウイルス感染症との闘いにおいて、高知県が成果を上げてきたクラスター対策としても活用できるこうした取り組みは重要だと考えます。

本県も、AIあるいはIoTなど次世代技術の活用に取り組んできましたが、現在国なども検討を進めている、人の移動を一定把握し感染症拡大防止に活用するシステムを導入し、薬が確立するまでは終息しない新型コロナウイルス感染症のリスク管理をしつつ、医療体制の整備を前提として、高知に来てもらっても大丈夫ですと、県外のお客様にも県民にも納得してもらった上で観光振興を行う体制をつくる必要があります。

ではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、さきの尾崎県政下では、観光は雇用や経済の側面で裾野が広く、多くの産業に波及効果があり、さらに即効性もある産業である、その面で県政においては非常に重要な位置づけであると、龍馬伝の前年平成21年からの11年で事業予算だけで約270億円という多額の公費を県が投入する前提として、議会などでもたびたび語られてまいりました。

その中でも、1次産業、さらには6次産業化に取り組む事業者など、県内のほかの業界にも大きな影響力があり、さらに歴史ある施設などは、県の歴史的・文化的価値の向上にも寄与してきた県内資本の旅館やホテルの宿泊事業者について、濱田県政として、県がこれまで事業者の皆さんとともに積み上げてきた有形無形の価値が危機に瀕している今、県政の中でどのような位置づけを行っていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、オンライン教育の推進について教育長職務代理者にお伺いをいたします。

今補正予算では、県立中学校等における1人1台のタブレット端末の整備計画を前倒しし、本年度中に全員配付の実現を目指すことになりました。また、各市町村においても、小中学校への整備を前倒しすると聞いております。そこで重要なのは、端末が届いた後にスムーズにオンライン教育を運用するための仕組みの整備であります。

まず、G Suiteのようなアプリケーションについてはできるだけ統一していく方向なのか、またその場合に想定される効果と課題についてお伺いをいたします。

また、G Suiteのようなアプリケーションを導入した場合、市町村によってはクラウドに情報が載ることが情報セキュリティポリシーに抵

触するのではという懸念があるとも聞かれますが、今後の対応についてお伺いいたします。

あわせて、G Suiteのようなアプリケーションのドメインについては、他の都道府県ではばらばらの対応のところもあるとのことですが、高知ではこの機会にアプリケーションのドメインを統一化するべきと考えますが、現在の方針についてお伺いをいたします。

次に、今後の新型コロナウイルス感染症対策の財源について知事にお伺いいたします。

今回の予算の財源の多くは交付金ですが、今後を考えたとき、財源は、さらなる財政支援を国に要望する、財政調整基金を取り崩す、予算を組み替える、大きく言えばこの3つしかないように思います。

その中で、21日には事務事業見直しに関する副知事通知も出ましたが、現時点での県予算の執行停止と不要不急予算の洗い出しに対する考え方、今後の見通しについてお伺いをいたします。また、副知事通知には見直しの期限は明記されていませんでしたが、段階的に設けていくべきではないか、お伺いいたします。

最後に、市町村との関係について知事にお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策は、平時でなく有事。緊急に政策をつくり実施していく中で、御苦勞もあつたと思うところですが、こういったときは、特に国はもちろんのこと、市町村との連携が非常に重要だと考えます。その中で、住民に最も近い現場である基礎自治体の責任者として政治決断を行っている市町村長との情報共有の重要性をどう認識されているのか、また市町村との連携強化に向けた具体的な手法についてお伺いさせていただいて、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 大石議員の御質問にお答

えをいたします。

まず、観光に関しまして、国のキャンペーンの始動時期の見通しについてお尋ねがございました。

国のGo To Travelキャンペーンは、4月に緊急経済対策として閣議決定をされまして、甚大な打撃をこうむりました国内観光の需要回復を図るために、6カ月にわたって実施をされます。キャンペーンのスタート時は、これまで観光庁から最速で7月の後半になる旨の見通しが示されておりますが、先ほど議員からもお話がございましたが、昨日国のほうで緊急事態宣言が解除されて、段階的に社会経済活動の回復を図っていくという方針の中で、7月下旬を予定してキャンペーンをスタートするというような方針が示されたところでもございます。

本県の交通費用の助成事業あるいはリカバリーキャンペーンも、この国のキャンペーンと同時にスタートができますように、しっかりと準備を整えてまいりたいと考えております。

次に、観光の事業継続のための支援策に関しますことと、万が一経営破綻が起きてしまった場合の対応についてというお尋ねがございました。あわせてお答えをいたします。

まず、事業継続のための支援策といたしましては、国、県の資金繰り支援を初め、国におきましては、雇用調整助成金の拡充、持続化給付金の創設、税等の減免や猶予などが講じられてまいりました。一方で、これまで不要不急の外出が抑制されたことによりまして、旅館業、旅行業などは特に甚大な影響を受けているところでございます。

このため、県といたしましては、国に対して政策提言を重ねてまいりました。例えば、これらの事業者への資本強化策、具体的に申しますと、中小企業等に対します支援ファンドの組成などといった方法も含めまして、国において抜

本的な経営支援策を講じていただきたいという旨、全国知事会とも連携をして政策提言を行ってきているところでございます。また、庁内に特別経済対策のチームを立ち上げましたので、今回の臨時交付金の追加配分なども念頭に置きながら、事業の継続を何とか支えてまいりたいと、こういった大原則に立ちまして、さらなる対策について検討してまいりたいと考えてございます。

その上で、万が一にも経営破綻が起きてしまった場合にどうするかということについてでございます。地域経済への影響などを考慮いたしまして、関係機関、市町村とも連携を図りながら、事業そのものの承継でございませうとか、あるいは再生を図っていくということ、そして雇用されている皆様方の雇用維持の支援、こういったことに取り組んでいくということになると考えております。

次に、県外客や県民の皆様にも納得してもらえるような観光振興の体制づくりについてお尋ねがございました。

この新型コロナウイルス感染症が収束した後の観光需要の回復に向けては、感染防止対策をしっかりと講じまして、県外客の皆様安心して本県にお越しいただける体制を築いておくということが重要となります。また同時に、それが多くの県外客を受け入れる県民や事業者の皆様の安心感にもつながるものと考えております。

現在、旅館、ホテルなどの観光関連事業者におきまして、全国の業界団体が策定をいたしました感染防止に関するガイドラインに基づいた対策が順次進められているところでございます。こうした適切な感染防止策を講じることとあわせ、なお新たな感染をも想定いたしまして、クラスター対策の強化といった、リスクを最小限に抑えるための備えも必要だと考えております。

議員からの御指摘にもありましたような、人



の動きを把握するためのシステムでございます。これは大阪府で開発されているということを御紹介いただいたわけでございますが、国におきましても同じような趣旨で、感染者と濃厚接触した可能性を通知しますような接触確認アプリの導入に向けた検討が進められておりまして、遠からず導入の方向にあるというふう聞いております。こうしたアプリなどによりまして、効果的あるいは効率的な人の行動履歴の把握ができる手法があるということを考えた場合には、県境をまたぎます人の移動があることを踏まえますと、全国統一的なアプリを活用するということがより合理的ではないかというふうにご検討の次第でございます。

このため、県といたしましては、国のアプリが公開された際には、県内での普及を促していくことなどによりまして、感染拡大防止に向けた体制の強化を図りながら、これを観光振興にもつなげるという考え方で対応してまいりたいと考えております。

次に、県政の中での宿泊業の位置づけはそもそもどうかというお尋ねがございました。

本年度からスタートいたしました第4期の産業振興計画の観光分野におきましては、観光総消費額の拡大を重点目標に掲げております。この実現に向けまして、県では、自然や体験資源を生かしました観光産業の創出、そして歴史や食の魅力も組み合わせました、より外貨を稼ぐ滞在型の観光地域づくりを進めているところでございます。

これまで宿泊業の皆様には、観光誘客あるいはリピーターの獲得といたしました地産外商と、宿泊に伴います仕入れなどを通じました地産地消の両面で、産業振興に貢献をいただいております。このため地域の宿泊業の皆様には、滞在型の観光地域づくりにおきましてもこうした産業振興のノウハウを発揮していただきたいと考

えておりまして、この重要な担い手として位置づけさせていただきたいと考えております。

さらに、宿泊業は、こうした経済面のみならず、県の文化あるいは高知県のアイデンティティーといったことも含めて考えてみましたときに、今後の県勢浮揚に向けまして、御指摘もありましたように、大切な有形無形の価値、財産を持っている事業者群でもあるというふうにご検討の次第でございます。その意味でも、この難局にありますけれども、事業の継続を何とか県としても支えてまいりたいと決意をしている次第でございます。

次に、県予算の執行停止と不要不急の予算の洗い出しに対する考え方、見直し期限の設定につきましてのお尋ねでございます。

予算の執行につきましては、4月に副知事名で執行方針を通知いたしました。新型コロナウイルス感染症対策を最優先で行うために、スケジュール変更など柔軟な対応を検討するというふうにご指示をいたしたところでございます。その上で、今後の財源やマンパワー確保を図るという観点から事業の見直しを行いますように、御指摘いただきましたけれども、今月21日に副知事の通知により指示をいたしたところでございます。

具体的には、1つには、コロナウイルス関連の情勢変化によりまして、そのまま実施することが適当でないものがあるであろうと、また第2には、新規の施策との間で取り組みや体制が重複をする、その意味で見直しが必要なものもあるであろうと、第3に、その他必要性、緊急性が情勢変化で低下したものがあるであろうと、こういったものについて見直しを進めてまいりたいという方針を示したところでございます。

また、見直しの期限の設定についてでございますが、これにつきましては今後の補正予算の編成に合わせて、順次期限を定めながら進めて

まいる考えでございます。

最後に、市町村長の皆さんとの情報共有の重要性に関する認識、また今後の連携の強化についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

私の基本姿勢として掲げております共感と前進の県政運営を行うためには、住民の皆さんと一番身近にあります市町村との連携・協調は大変重要な柱であるというふうに認識をいたしております。

このたびの新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たり、特に初期の段階におきましては、状況が刻々と変化いたしまして、国からもなかなか情報が得られないというようなことが多々ございました。そうした中で、速やかな意思決定が迫られるという場面も多々ございまして、市町村の方々との事前の情報共有、意思疎通が必ずしも十分でなかった点もあったというふうな反省もあるわけでございます。このため、感染者情報の公表でございますとか、休業要請に関する協力金のお願い、こういったところで市町村への影響が大きなものにつきましては、可能な限り早期の情報提供などに努めてきたところでございます。

今後、平時、非常時を問わずに市町村との情報共有、意見交換を行いますために、市長会、町村会とも御相談をしまして、例えば休日、夜間も含めました緊急連絡リストを整備していくということ、あるいはオンライン会議も活用していくといったような方法を活用してまいりたいと考えております。また、感染症対応が一定落ちついてまいりましたら、できるだけ早い時期に直接各地に出向きまして、市町村長の皆様と意見交換を行い、より緊密な関係を築いてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長（吉村大君） 観光政策に関しまして、まず交通費用助成事業の対象を県内観光客に広げるなどの検討についてお尋ねがありました。

本県の観光需要を早期に回復するためには、県民の皆様による県内観光の需要喚起も必要だと考えております。議員の御提案にありました交通費用助成事業の適用拡大につきましては、国のGo To Travelキャンペーンの動向も注視しながら検討してまいります。

他方、昨日国が示しました新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、5月25日以降、まずは県内観光の振興から徐々に取り組むこととされています。これを受けまして、既計上予算の活用などによるさらなる県内観光の振興策について、観光リカバリー戦略を策定する中で検討してまいります。

次に、体験観光事業者を協力金の対象にすることについてお尋ねがありました。

今回の協力金は、感染症の拡大防止と観光客へのおもてなしの取り組みを前提に、県外からの誘客活動や県内の観光地への移送を行っていただける、県内の旅行業者、宿泊事業者、バス事業者などを対象といたしました。各事業者の皆様には、ツアーの造成やセールス、県内観光情報のPRといった観光リカバリーキャンペーンの展開に御協力をいただきたいと考えております。

他方、体験観光事業者の皆様には、事業の再開に苦心されている中で、昨年度末にまとめた、ガイド・インストラクターに係る体験プログラム安全管理ガイドラインに沿った事業環境の整備と、国から示される予定の感染防止に関する専門的な対応指針に基づく具体的な対策の実施に御協力をいただきたいと考えております。これらの取り組みに活用していただける支援の仕組みにつきまして検討してまいります。

(教育長職務代理者平田健一君登壇)

○教育長職務代理者(平田健一君) まず、1人1台端末環境におけるアプリケーションの統一についてお尋ねがございました。

本会議でも補正予算として提案させていただいておりますGIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末の整備とあわせて、クラウド上で学習課題を配信、採点、返却等を可能とするアプリケーション等を活用していくことは、教育効果を高める観点から極めて意義があると考えています。議員御指摘のアプリケーションを県内で統一することについては、教員の人事異動や児童生徒の転校等の場合にも前籍校と同じ環境で指導、学習が可能となるという効果が考えられます。

一方で、既に別のアプリケーションで学習活動を積み上げてきた学校等においては、異なるものを使用することにより、これまでのノウハウが活用できなくなるおそれがあります。また、当初から県が特定の民間事業者のアプリケーションへの統一を図ることにより、競争性が働かなくなること等のデメリットも生じると考えています。

このため、県教育委員会として、単一のアプリケーションに統一を図ることまでは考えていませんが、県内で多くの利用が見込まれ、かつ無償で利用できるアプリケーションについては、広域的に活用することでのメリットも大きいことから、効果的な利用方法等について研究を深め、県立学校における導入を検討してまいりたいと考えています。また、県立学校における対応を市町村教育委員会の参考となるように提案させていただき、1人1台端末環境における学びの充実を図ってまいりたいと考えています。

次に、クラウド利用に係る情報セキュリティポリシーについてお尋ねがございました。

ICTを活用した学習をより効果的に行うた

め、クラウドの利用は極めて重要なものであり、学校等がクラウドを柔軟に利用できるよう、各教育委員会の教育情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、令和元年12月に文部科学省の、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインが改正されました。

県立学校においては、県の情報セキュリティポリシーがクラウド利用の妨げとなっているということはありませんが、各市町村の状況はさまざまであることから、現在6月上旬を期限として、各市町村のクラウド利用に関する情報セキュリティポリシーの状況について調査を実施しているところです。

今後、1人1台端末環境が実現していく中で、クラウド利用の重要性は一層高まってくると考えており、各市町村において、情報セキュリティポリシーの問題によってICTの活用教育が妨げられることのないように、調査結果も踏まえ、適切に助言等を行ってまいりたいと考えています。

最後に、アプリケーションのドメインの統一についてお尋ねがございました。

県内で多くの利用が見込まれ、かつ無償で利用できるアプリケーションについては、そのドメインを県が取得し県内市町村等において利用できるようにすることで、市町村を越えたデータのやりとりや、人事異動、転校等の際にも手続が不要となる等のメリットが考えられることから、県としてドメインを取得していくことを考えており、具体的な手続等について検討してまいりたいと考えています。

○25番(大石宗君) どうもそれぞれ御答弁ありがとうございました。

まず、知事から、観光の特に宿泊、ホテルの事業者の皆さんに対するさまざまな検討をしていくということで力強い御答弁もいただいたと

ころですけれども、午前中の依光議員に対する答弁とも同じで、資本強化策についても今回触れていただいたように思います。

先週の日経新聞の記事に、中小企業向けの新ファンドで500億円規模の資本支援を政府が考えているという記事が載っていました。こういったことは、多分知事会から提案をして実現しつつあることだろうというふうに思いますが、その中で、REVICを中堅企業向けには活用する、あるいは大企業については劣後債などを活用すると、こういった3パターンで準備されているというふうに出ています。今回、知事が御答弁されたいわゆる資本の関係というのは、一体この中のどのあたりを想定しながら話をされたのかということをお答えいただけたらお願いをしたいと思います。

それから、観光ですけれども、地産地消といいますか、交通費助成についてはまた検討もいただけるということで、観光の地産地消は非常に大事だと思いますので、引き続きどうかよろしくをお願いをしたいと思います。

もう一点、観光のガイドの皆さんへの追加のお話ですけれども、これは自然&体験キャンペーンを本当に一生懸命コロナ前から県がやってこられたことが、まさに実はチャンスになるのではないかというふうに私は思います。観光振興部長は、これをチャンスと捉えてやっていくというふうな思いがあられるのかということをお伺いしたいと思います。

そして、教育長職務代理者の平田さんに恐縮ですけれども、1点だけお伺いしたいんですが、アプリケーションの統一のところでは効果は非常にあり、転勤とかあるいは転校のときにも情報が共有できるということで、評価いただきました。一方で、先行してやっているところとの課題があるということでしたけれども、そもそも現場の声ですね、先行してやっているところ

ろがどれぐらいあって、この恩恵を受けるところが例えば何割あるのか、そのあたりの状況についてお答えいただけたらお願いをしたいと思います。

以上、第2問でございます。

○知事（濱田省司君） 大石議員の再質問にお答えをいたします。

いわゆる資本増強策に関してでございます。御指摘いただきましたような形の報道がされているのは私自身も承知しておりますけれども、率直なところ、現在報道以上に詳しい検討状況について情報を持ち合わせているわけではございません。一般的に言えば、特に県内の中小・中堅企業というものを想定した場合には、いわゆるREVICといいますか、地域経済活性化支援機構、あるいはまた新たに中小企業向けのファンドを設けるというような方法論が、国でも想定をされているのではないかというふうに考えているところでございます。

ただ、これは大企業について既に実績があります産業再生機構などがそうでございますけれども、やはりこういった企業の再生を実施する場合には、一面でございますのは、現行のいわば失敗をしてしまった経営陣に対してかなり厳しい刷新の要求が行われるとか——経営計画そのものを求められるのはある意味いたし方ないかもしれませんが、そういった先例があるということに関しまして、やはり今現実に困っておられる経営者の方々は御心配もあるということではないかと思っております。

その意味では、具体的な制度設計は今から国において行われることになると思っておりますけれども、今回のコロナと、いわば災害に近いような、人災を超えたようなといいますか、自然災害に近いような事案でございますので、今申し上げたような点については、もう少し柔軟な扱いといったものが行われるということが望ましいと



思っておりますし、そういった提言はまた今後国に対してもしてまいりたいと考えております。

○観光振興部長（吉村大君） 自然&体験キャンペーンに関しまして、今回の感染症の拡大を受けて、これを逆にチャンスに考えるべきではないかという御質問であったかと思えます。

体験観光の事業者の皆さん方に、このたび何人かにお話をお聞きしますと、夏場の来客ということに向けまして事業再開の意欲が湧いてきましたという力強いお話もいただいているところでございます。議員のお話にありましたように、自然環境の中での観光事業、観光体験というのは、密を避けることができるということと、高知の手つかずの自然の中で高知のすばらしい観光施設や観光事業を体験できるということについて、やっぱり都会の皆さんから非常に注目を集めることができようかと思えます。

体験観光事業者の皆さん方には、お話も先ほどさせていただきましたが、感染防止に関する対策も追加をしていただけるようなお願いもしたいと思っておりますので、キャンペーンに全国から注目をいただけるように、全国に向けて、メディアも活用し、それからウェブも活用しましてPRをしていきたいと、このように考えております。

○教育長職務代理者（平田健一君） 御質問いただきましてありがとうございました。

先ほど答弁をいたしました以上の内容につきまして、私は知識を現状では持っておりませんので、議員さんからこうした質問があったということを事務局にお伝えしまして、先行型のパーセンテージとかそういう面につきましては正確に回答させていただきたいと思えます。済みません、お許しをいただきたいと思います。

○25番（大石宗君） いや、済みません、教育長職務代理者。こちらこそ失礼いたしました。

第3問ということですが、質問にはせ

ずに、最後をお願いをしたいと思います。観光振興部長から意欲も聞かせていただいたところですけれども、これから個人観光客から回復をしていくということですので、ぜひ事業者の皆さんと心を合わせて頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、知事からは、本当に県内企業の皆さんにとっては心強い御答弁をいただいたというふうに思います。REVICのお話が出ましたけれども、いろんな懸念事項も先ほどお話をいただきました。きょうくしくも知事から御答弁で、この事業者の皆さんの持っている担い手としての位置づけとか、あるいは県のアイデンティティーだとか、こういうお話をいただきましたけれども、観光に限らず、産業振興計画を通じて培ってきた財産の中には人脈というものもあるかと思えます。そういった無形のある種、財産をやはりしっかり守っていくことも県の大きな責務だというふうに思います。これは、国がこれから制度設計をしていったり、あるいは県の中でも検討されていくと思えますけれども、ぜひ今のことにまた御留意いただきながら、何とか事業者を助けていただいて、そして高知県の観光も、そして経済も守っていただきたいということを最後にお願ひ申し上げまして、私からの一切の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、議案に対する質疑を終結いたします。



#### 議案の付託

○議長（三石文隆君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（三石文隆君） ただいま議題となっている第1号から第4号まで及び報第1号から報第5号まで、以上9件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末74ページに掲載〕



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明27日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午後3時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時44分散会

## 令和2年5月27日（水曜日） 開議第3日

## 出席議員

1番 上 治 堂 司 君  
 2番 土 森 正 一 君  
 3番 上 田 貢太郎 君  
 4番 今 城 誠 司 君  
 5番 金 岡 佳 時 君  
 6番 下 村 勝 幸 君  
 7番 田 中 徹 君  
 8番 土 居 央 君  
 9番 野 町 雅 樹 君  
 10番 浜 田 豪 太 君  
 11番 横 山 文 人 君  
 12番 西 内 隆 純 君  
 13番 加 藤 漠 君  
 14番 西 内 健 君  
 15番 弘 田 兼 一 君  
 16番 明 神 健 夫 君  
 17番 依 光 晃一郎 君  
 18番 梶 原 大 介 君  
 19番 桑 名 龍 吾 君  
 20番 森 田 英 二 君  
 21番 三 石 文 隆 君  
 22番 山 崎 正 恭 君  
 23番 西 森 雅 和 君  
 24番 黒 岩 正 好 君  
 25番 大 石 宗 君  
 26番 武 石 利 彦 君  
 27番 田 所 裕 介 君  
 28番 石 井 孝 君  
 29番 大 野 辰 哉 君  
 30番 橋 本 敏 男 君  
 31番 上 田 周 五 君  
 32番 坂 本 茂 雄 君  
 33番 岡 田 芳 秀 君  
 34番 中 根 佐 知 君  
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君  
 副 知 事 岩 城 孝 章 君  
 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君  
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君  
 地域福祉部長 福 留 利 也 君  
 産 業 振 興 推 進 部 長 井 上 浩 之 君  
 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君  
 商工労働部長 沖 本 健 二 君  
 観光振興部長 吉 村 大 君  
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君  
 林 業 振 興 ・ 環 境 部 長 川 村 竜 哉 君  
 水産振興部長 田 中 宏 治 君  
 土 木 部 長 村 田 重 雄 君  
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君  
 教 育 長 職 務 代 理 者 平 田 健 一 君

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 行 宗 昭 一 君  
 事 務 局 次 長 織 田 勝 博 君  
 議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君  
 政策調査課長 川 村 和 敏 君  
 議事課長補佐 馬 殿 昌 彦 君  
 主 査 久 保 淳 一 君



## 議事日程(第3号)

令和2年5月27日午後3時開議

### 第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和2年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第3号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

- 報第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第3号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第4号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
- 報第5号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

### 追加

- 議発第1号 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案

### 追加

- 議発第2号 新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金の飛躍的増額を求める意見書議案



午後3時開議

○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。



## 諸般の報告

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末82ページに掲載〕



## 委員長報告

○議長(三石文隆君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第4号まで及び報第1号から報第5号まで、以上9件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長浜田豪太君。

(危機管理文化厚生委員長浜田豪太君登壇)

○危機管理文化厚生委員長(浜田豪太君) 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、報第1号議案、報第3号議案、報第4号議案、以上4件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

報第3号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について、執行部から、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床



や重症患者に対応するための医療従事者の確保など、医療提供体制の構築支援のための経費を補助するものであり、これまで74例の入院対応を行う中、各医療機関に緊急に病床を確保していただき、早期に支援スキームを示す必要があったことから専決処分を行ったとの説明がありました。

委員から、病床の確保支援について、どのくらいの期間を補助対象と考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、4月1日以降、10月末までを想定して予算計上していたが、その後国が示す単価が変更となったことから、今後改めて見積もりをした上で、必要に応じて対応を検討するとの答弁がありました。

別の委員から、今後も必要な病床数を確保していくためにどのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、既に病床を確保いただいている医療機関においてさらに対応が可能かも含め、ほかの医療機関とも個別に相談を行いながら進めていくとの答弁がありました。

次に、医事指導費について、執行部から、感染リスクの高い感染症指定医療機関や入院協力医療機関等の医療従事者を感染から守るため、サージカルマスクや高性能マスク、医療用ガウンなどを購入するための経費であるとの説明がありました。

委員から、医療現場への物資の供給は現在どのような状況なのかとの質疑がありました。執行部からは、高性能マスクや医療用ガウンについて、流通量は少なく、またこうした防護具は規格や品質を確認した上で購入するため、少し時間を要している。サージカルマスクは、国からの供給もあり、各医療機関に一定量を供給できているとの答弁がありました。

別の委員から、現在確保しにくい高性能マスクなど、今後の確保の見通しはどうかとの

質疑がありました。執行部からは、医療用の高性能マスクなど、規格や品質の担保が課題であるが、医薬品等の卸業者などから流通に関する情報も収集しながら確保に努めていくとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

報第3号議案「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」のうち、生活福祉資金貸付事業費補助金について、執行部から、新型コロナウイルス感染症を原因とする休業等に伴う収入の減少により生活が困窮している方々に対して生活費を貸し付けるもので、その原資を高知県社会福祉協議会に補助するものであるとの説明がありました。

委員から、通常的生活福祉資金と今回の新型コロナウイルスの対応とあわせて行っているが、原資について今後の見通しはどうかとの質疑がありました。執行部からは、新型コロナウイルスの影響が長期に及んだ場合は、全国的にも予算枠が十分とは言えず、これまで国に対して原資の積み増しを要望してきたところである。現在、国において追加予算が検討されていると聞いており、今後予算が成立した際には県において積み増ししたいとの答弁がありました。

次に、住居確保給付金について、執行部から、休業などに伴う収入の減少により住居を失うおそれが生じている方々に対して、一定期間の家賃相当額を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、住居を喪失し新たに入居しようとする場合には一定の経費が必要となるが、そのような状況に対応する形での給付は可能なのかとの質疑がありました。執行部からは、支給期間は原則3カ月以内で、毎月の状況を見ながらの給付となるが、給付金の窓口である自立相談支援機関の社会福祉協議会において生活困窮のための支援ツールを持っており、緊急小口資金

や総合支援資金などを含めて支援していく形になるとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

報第4号議案「令和2年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」について、執行部から、感染症治療に必要となる人工呼吸器を整備する経費で、幡多けんみん病院、あき総合病院にそれぞれ2台購入し、県立病院における資機材の充実を図ることとしている。また、感染症指定医療機関である幡多けんみん病院における新型コロナウイルス感染症の対応について、今後懸念される第2波の感染拡大に備え、これまでの受け入れ対応の状況を振り返るとともに、引き続き福祉保健所等関係機関と連携して医療提供体制を確保していくとの説明がありました。

委員から、新型コロナウイルスの影響で各医療機関の患者数が減少している状況も見受けられるが、県立病院についてはどのような状況なのか、また減収補填についてどう考えるかとの質疑がありました。執行部からは、4月については収入面で減少傾向も見られるところであり、今後支出面の状況や年間を通した収支の状況も見ながら、国の制度の活用も含め対応していくとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 商工農林水産委員長黒岩正好君。

（商工農林水産委員長黒岩正好君登壇）

○商工農林水産委員長（黒岩正好君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、報第1号議案、報第2号議案、報第3号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決まら

た。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

報第3号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」のうち、休業等要請協力金について、執行部から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業などの要請に応じていただいた事業者に対して支給する協力金の予算を専決処分したものである。休業等の要請の対象となる飲食店と旅館、ホテルを、平成28年の経済センサス活動調査結果を踏まえ5,000事業者と見込み、1事業者当たり30万円を乗じた15億円の協力金の予算を計上した。5月25日までに、電話の問い合わせが4,052件あり、申請書受理が3,128件、支給決定が1,549件、支給件数は26日時点で1,108件となっているとの説明がありました。

委員から、対象事業者数を5,000事業者と見込み、これまでの問い合わせは約4,000件ということだが、この状況をどう捉えているかとの質疑がありました。執行部からは、経済センサス活動調査による事業者数の中には昼間だけ営業している飲食店等も含まれており、要請に基づき実際に休業あるいは営業時間を短縮した事業者の数とは差があると見込まれる。現時点で、1日当たりの申請受理件数は20から30件程度となっており、電話相談や制度の周知の状況なども踏まえると、実際に休業等を行った事業者からはかなりの部分の申請が既に出てきていると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、支給対象に該当しない事業者から相談や申請があった場合、ほかに活用できそうな支援策を知らせるなどの対応はしているかとの質疑がありました。執行部からは、国の持続化給付金など他の支援策について、制度の説明や相談窓口の紹介、リーフレットを送付す

るなどの対応をしているとの答弁がありました。

次に、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域商業再起支援事業費補助金について、執行部から、商業者等がグループや商工団体単位で取り組む新しい生活様式に対応した感染症対策や、販促、新サービス展開等の取り組みに対して補助を行うものであるとの説明がありました。

委員から、スピード感を持って補助することが大切である。また、商業者等が取り組む感染症対策が集客に結びつくようなサポートが必要だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、感染症対策を講じているとわかる仕組みが必要ではないかと考えているが、県が認証するのは難しい面もある。まずは、この事業を活用する団体において、しっかりとコロナ対策をしているというPRを行っていただき、次のステップとしてサポートの仕組みを検討していきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、園芸品販売拡大事業費について、執行部から、新型コロナウイルスの感染拡大により、花卉、野菜、果物の消費や価格に影響が出ている。このため、県とJAグループで構成する園芸品販売拡大大協議会において販売拡大に取り組むための経費であるとの説明がありました。

委員から、販売促進の取り組みも重要だが、例えばユリ農家の場合、次期作のための球根を既に手配をしている。需要が回復するかどうか不透明な中で不安を抱える農家の救済策を考えられないかとの質疑がありました。執行部から、国においては次期作の苗代などの経費に対する助成制度が検討されているようであり、こうしたことも現在苦しい状況にある農家の皆様に漏れなくしっかりと伝えていきたいとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、原木保管等緊急支援事業費補助金について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の影響で木材需要が減少していることに伴い、増大する原木在庫を緊急的に一定期間保管する中間土場を設置し、木材需要の回復に合わせて出荷する体制を整える経費に対し支援するものであるとの説明がありました。

委員から、以前からオフィスに木を使おうという動きがあったが、コロナ禍の中で、働く場の考え方が変わり、自宅をオフィス化していくなど新しい需要が出てきたように思える。アフターコロナにおける木材需要の喚起について検討してほしいとの意見がありました。執行部からは、今までのようなオフィス空間ではなく、新たなオフィス空間やサテライトオフィスなどといった需要も見込まれるので、そうしたところにどのような木造化、木質化が提案できるのか、新たな商品開発の事業の中で専門家も含めて検討を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、水産物地産地消推進事業委託料について、執行部から、飲食店などの外食需要が減少し、養殖魚や高級魚を中心に県産水産物の魚価の下落が生じている。このため、比較的販売が堅調な量販店でのキャンペーンなどを実施し、県産水産物の消費喚起を図るものであるとの説明がありました。

委員から、売れ行きが低迷している高級魚等について、県内の学校の給食として提供することは検討していないのかとの質疑がありました。執行部からは、国の補正予算でそういった事業が用意されており、その活用について検討を進めているとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終

わります。

○議長（三石文隆君） 産業振興土木委員長田中徹君。

（産業振興土木委員長田中徹君登壇）

○産業振興土木委員長（田中徹君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、報第1号議案、以上2件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、地産外商推進事業費について、執行部から、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている県内の食品関連事業者が、展示商談会への出展などを通じて県産品の販路開拓に取り組む際に必要となる旅費について支援しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、このような状況の中でどのような展示会を想定しているのかとの質疑がありました。執行部からは、現在中止になった展示商談会ももちろんあるが、延期という形で日程が再調整されて今年度中に開催されるものもあるので、そのような展示商談会に出展する経費であるとの答弁がありました。

別の委員から、地産外商として輸出をどういった位置づけで考えていくのかとの質疑がありました。執行部からは、輸出案件等情報共有会議を設けており、関係各部で事業者への影響や輸出の動向などを議論しながら必要な対策を考えている。地産外商を進めていく上で輸出促進は大変重要であると考えており、引き続き強力に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

委員から、県産品を考えると外商は欠かせないが、一方で地産地消の部分もふやしていかないとリスクは減らせないと思うが、その辺のバランスについてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、地産地消の部分は関係部局と連携し、特に農業振興部や水産振興部と連携しながら、大きな地産地消のキャンペーンも展開していきたいとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域公共交通対策事業費について、執行部から、バス、路面電車、タクシー、運転代行の事業者は、利用者が大幅に減少する中でもそれぞれが感染症対策を行って事業を継続しているが、今後は感染症対策と社会経済活動が両立できる新たな仕組みづくりが求められる。こうした課題に対応するため事業者を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、法人タクシーや個人タクシーの運転手に対して支援が届いていないと聞くが、これからどういった支援策を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、タクシーの業界団体からの要望を受け、国に支援策の拡充や改善について緊急提言を行うとともに、今回補正予算で新たな補助金を創設して対応するが、まずは国の支援制度を活用していただきたい。また、新たな仕組みづくりについて、タクシーの若手事業者との検討を開始したが、今後は市町村にも声をかけてサポートしていきたいとの答弁がありました。

委員から、先日の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会でバス事業者から切実な訴えがあったが、関係市町村はどのような対応をしているのかとの質疑がありました。執行部からは、バス事業者と県、関係市町村が集まり、県補助路線への位置づけに向けた協議を始めて



おり、地域の関係者との調整が整えば、今後県と市町村で支援することを考えているとの答弁がありました。

委員から、県民生活を支えるときでん交通については今回のコロナ禍により深刻な打撃を受けており、委員会として状況の把握が必要と考えることから、今後の委員会において、ときでん交通の取り組み状況等については、現在半年ごとの状況報告を、以前のように四半期ごとの状況報告としてはどうかとの意見がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、観光振興推進事業費について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた高知県観光リカバリー戦略を県において策定し、事態収束後には、国の施策と連動した、観光消費の拡大につながる取り組みを速やかに展開することで、甚大な影響を受けている本県の観光需要の早期回復を図っていくものであるとの説明がありました。

委員から、自然体験事業者への支援については、6月議会に補正予算を提出するようなスピード感を持った対応を行う決意があるのかとの質疑がありました。執行部からは、実際に県内各地で観光関連事業をされている自然・体験型観光キャンペーンの実行委員の方々に、どのような支援の仕組みがよいのか、事業の再開と発展につながるかなどについて御意見も伺った上で、6月補正や予備費の活用といったさまざまな予算の組み立てを検討し、早期に取り組みたいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 総務委員長横山文人君。

（総務委員長横山文人君登壇）

○総務委員長（横山文人君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに

結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第4号議案、報第1号議案、報第3号議案、報第5号議案、以上6件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第4号「高知県税条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関連する地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に施行されたことにより、県税に関連した税制上の措置を行うものであるとの説明がありました。

委員から、徴収の猶予制度の特例について、収入が前年同期比おおむね20%以上の減少という基準があるが、客観的にそれをどう証明するのか、現場で混乱することはないかとの質疑がありました。執行部からは、基本的には売上高や給与収入などの書類を出していただくが、書類の提出が難しい場合は口頭での聞き取りで対応するほか、できるだけ柔軟に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」について、執行部から、GIGAスクール構想の加速化を図るため、県立中学校や県立特別支援学校に1人1台端末を整備するほか、県立学校授業用パソコン整備計画に基づく県立高等学校等へのタブレット端末の整備を前倒しで実施するものなどであるとの説明がありました。

委員から、各市町村における整備については、地域によって差が出ないように取り組んでいただきたいとの要請がありました。

次に、報告事項についてであります。

教育委員会についてであります。

新型コロナウイルスに係る学校の対応について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う学校の臨時休業措置については、5月25日までに県内の小・中・高等学校及び特別支援学校で再開した。今後、国が示す学校の新しい生活様式を踏まえ、子供たちの健康、安全を第一に考えた上で、極力感染リスクを低減しながら、臨時休業に伴う学習のおくれを補うために学校行事や指導内容の工夫も図りつつ、学校における教育活動を進めていくとの説明がありました。

委員から、学校の感染症対策について、水道の蛇口をレバー式に変えたりするなどハード面での感染防止策を講じている事例や、感染防止対策として有効な教室のレイアウトを行っている学校もあると聞く。少しずつでもやれるところから取り組むべきと思うが、どのように考えるかとの質問がありました。執行部から、文部科学省において衛生管理マニュアルが示されているほか、政府においても感染防止対策について各学校に対する財政支援を検討していると聞いており、そういったものの活用も検討しながら対応を図っていききたいとの答弁がありました。

別の委員から、これから各学校で3密を避けながらの授業が開始されることになるが、学校現場の状況に応じ必要な対応ができるよう予算措置をお願いしたいとの要請がありました。

さらに、別の委員から、学校の新しい生活様式のマニュアルに対応するのであれば、人的な配置が必要なのではないか。また、発熱した生徒が保健室にいるときに、けがをした生徒が来たら、教員1人では対応が難しいと思うが、具体的な手だてはどう考えているかとの質問がありました。執行部からは、国から新型コロナウイルス感染症対策として教員の増員ということも出ており、市町村から要望が上がってくれば、

国に確認しながら検討したい。また、ぐあいが悪くなって保健室に来る場合はどうしても出てくる。各学校でも保健体制を組んでいるが、保健室にはいろいろな児童生徒が来るので、場所を変えたり空き教室を使ったりするなど工夫するよう指導していききたいとの答弁がありました。

別の委員から、新型コロナウイルス感染症対策では、施策の趣旨を理解し、県と市町村の教育委員会が連携して、現場で予算が生かされるように取り組んでいただきたい。また、県教育委員会から市町村教育委員会に対して、臨時休業や学校における感染防止対策などさまざまな依頼をしているが、実行されるよう徹底できているのか、各教育事務所を通じてどのような対応をしているのかとの質問がありました。執行部からは、依頼するだけでなく、現場にどのようにしていただくかが大変重要だと思っており、お願いをした後に調査をしている。そうした中で実態を把握し、仮にできていない場合には指導・助言していききたいと考えている。また、市町村に県教育委員会から通知を出すときには必ず市町村教育委員会の教育長に連絡をしており、今回の新型コロナウイルス感染症における緊急対応についても、電話だけでなく、各教育事務所の指導主事が実際に現場へ行き、学校や生徒の状況を把握しているとの答弁がありました。

別の委員から、新型コロナウイルス感染症に関する人権教育の充実は非常に大事と思っている。人権侵害やいじめなどはもつてのほかであり、最前線で働いている方に対して感謝の気持ちを伝えていくことが重要と思うが、どのような取り組みをされているかとの質問がありました。執行部からは、人権教育の推進委員会を県教育委員会の中で設けて、学校等への新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷事案を協議した。このような状況の中で、学校再開に当たっては人権教育のさらなる充実が必要であること

から、5月14日に高知県の小学生、中学生、高校生及び保護者に向けて、今こそ感謝や協力を大切にしようというメッセージを発出し、これを踏まえ各学校でしっかり取り組んでいるとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



## 採 決

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第4号議案まで、以上3件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案から報第5号議案まで、以上5件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委

員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上5件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。



緊急事件の認定、議案の上程、採決（議発第1号 条例議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から緊急を要するとして議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末78ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案」を緊急事件と認め、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「高知県議会議員の議員報酬及び

議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



#### 緊急事件の認定、議案の上程、採決(議発第2号意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から緊急を要するとして議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号 巻末80ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金の飛躍的増額を求める意見書議案」を緊急事件と認め、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金の飛躍的増額を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長(三石文隆君) 以上をもちまして、今期臨時会提出の案件全部を議了いたしました。



#### 閉会の挨拶

○議長(三石文隆君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの臨時会には、県民の皆様の健康、生活を守り、かつ経済への痛手を最小限に食いとめるため、新型コロナウイルス感染症への緊急対策を柱とする令和2年度一般会計補正予算など9件の議案が提出され、また議員からは緊急を要する事件として、議員報酬を減額する条例議案や意見書議案が提出されました。議員各位におかれましては、終始熱心な御議論をいただき、おかげさまをもちまして今期臨時会は全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。改めまして、議員各位の御協力に対し心から感謝申し上げます。

また、この間知事を初め執行部の皆さん、そして報道関係者各位には何かと御協力を賜りましたことを、厚くお礼を申し上げます。

県内における感染症の状況も一定落ちつきを見せており、緊急事態宣言も25日、全面解除さ



れました。引き続き、感染拡大の防止に向けた対策は行いながらも、落ち込んだ県内経済の回復を図っていく局面を迎えているものと考えます。どうか皆様方におかれましては御自愛の上、一層の御支援、御協力を賜り、県勢の発展と県民福祉の向上に向け、ますます御尽力いただきますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和2年5月臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には何かと御多用のところ、臨時会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。今臨時会には、新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、令和2年度高知県一般会計補正予算議案や高知県税条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、新型コロナウイルス感染症という未曾有の難局に立ち向かってまいります。

開会の御挨拶でも申し上げましたとおり、感染状況は落ちつきを見せており、今後は新しい生活様式の実践、定着など、感染拡大の防止対策をしっかりと講じながら、社会経済活動との両立を進めていくことが求められております。感染症による経済への影響が長期化することを見据えて、県内の実情や事業者の皆様のニーズを一層把握し、事業の継続と雇用の維持にこれまで以上に意を用いてまいります。

また、事態が収束した後の反転攻勢に向けて、失われた観光需要を取り戻すなど経済活動の回復を図り、さらには社会の構造変化を捉えて先

取りした取り組みを力強く進めていく必要があると考えております。引き続き、国の制度も最大限に活用しながら、必要な経済対策を迅速かつ的確に講じていくとともに、全国知事会などとも連携しながら、国に対して積極的に政策提言を行ってまいります。

議員の皆様方には、今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。



○議長(三石文隆君) これをもちまして、令和2年5月高知県議会臨時会を閉会いたします。

午後3時43分閉会